

開 会 午前10時00分

○議会事務局長（滝澤康司君） おはようございます。

開会前ですが、お知らせいたします。

本日は、東日本大震災から2年3カ月目を迎える日ということで、ただいまから東日本大震災により犠牲となられた方々のご冥福を祈り、黙禱を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

では、ご起立願いたいと思います。その場での黙禱をお願いしたいと思います。黙禱。

（黙禱）

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（阿部六平君） 日程第1、一般質問を行います。

小松則明君の一般質問を許します。ご登壇願います。

○7番（小松則明君） おはようございます。

新生会の小松でございます。先ほど黙禱もありましたが、今日で震災から2年と3カ月を迎えました。いまだ大槌町の痛手は大きく、歯を食いしばり町を見渡せば、悔しい思いをするのは私だけではないと思います。今から一般質問に入りますが、つらさ、悲しみを耐え、大槌町の行く末、希望を抱いている方々、大槌町民に対し、心ある回答を望みます。では、質問に入ります。

大槌町は、今復興を駆け足で進もうとしておりますが、今の大槌町を見渡せば、仕事をやる場は限られている状態でございます。被災地の中でも、大槌町は人口流出数値が一番高い。しかしながら、大槌町に残るため、慣れない仕事をしながら、復興後にできるであろう今まで働いた職場の再建に希望を持ち、歯を食いしばって働いている町民の方々がいることも事実であります。そこで、町に伺います。

1番として、町民の仕事場の確保についてお伺いいたします。

私は、さきの3月定例会でも伺いましたが、この復興関連工事の中で大槌町民が働ける仕事場を確保することが大切だと思っておりますけれども、それに対してもう一度伺

います。

2番目といたしまして、町内業者における若者の雇用について。

かつて経験したこともない災害からの復興に、町一丸となって取り組む中で、あえて若者を雇用し、経験を積ませることで、いろいろな困難にも立ち向かえる、将来の大槌町を背負って立つ人材の育成になると思いますが、いかがでしょうか。また、地元の若者を雇用することで、若者の流出対策の一つとなると思いますが、今後の町内業者における若者の雇用についての町のお考えをお伺いいたします。町当局の前向きな回答を期待しております。

3つ目です。用途地域の変更について。

住宅再建に伴う住民移動、町民の方々が防集、それからいろいろな部分から在のほうに住む、それから防集団地に移動するということで、震災前とは地区ごとに人口が大きく変わってきております。また、そうなり得ています。そこで、実情に合うような用途地域の変更が必要になると思うが、町の今後の対応についてお伺いいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 小松議員の質問の前に、私のほうからも、震災、本日2年3カ月を迎えました。改めてあの忌まわしい大震災でお亡くなりになった多くの皆様方に、心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお仮設住宅などで不自由な生活を強いられている皆様方に、心よりお見舞いを申し上げさせていただきます。

さて、ご質問の復興関連工事の中で、大槌町民が働ける場所が確保されるかとの質問に対してでございますが、震災復興工事につきましては、大きく独立行政法人都市再生機構に委託して施行する方法と、同じく独立行政法人都市再生機構の発注者を受けて町が施行する2つの方法で復旧工事を実施してまいります。

まず、独立行政法人都市再生機構、いわゆるURに委託して実施いたします町方地区についてであります。行政報告でも申し上げておりますが、3月11日から公募型プロポーザル方式で技術提案書の公募を行っており、5月10日の企画提案審査委員会で優先交渉権者が決定されており、現在価格交渉に入っており、今月中には契約する運びとなっております。

今後は、この独立行政法人都市再生機構と契約した共同企業体が調査業務、設計業務及び各種工事等を発注してまいります。この各種業務委託、各種工事の発注に当たりま

しては、地元企業を優先することになっておりまして、その1番目は大槌町に本店、本社を有する企業、2番目に土木事務所管内の企業、3番目に県内企業となっており、優先的に町内企業に発注しなければ契約不履行となります。

また、契約状況の把握につきましては、オープンブック方式を採用しております。共同企業体が発注した工事は、ガラス張りで独立行政法人都市再生機構並びに町が監視できる仕組みになっております。価格についても、不適當となっていないかどうか確認できる仕組みになっております。

次に、町が独立行政法人都市再生機構の発注者支援を受けて実施する町方地区以外の地区についてでございますが、5月31日に公募型プロポーザル方式による6月14日までの参加表明書の受け付け、7月11日までに技術提案書の公募を開始しております。

こちらでは、地元企業の優先順位を、さらに町内を重視しておりまして、1番目は大槌町内に本店、本社を有する企業、2番目に大槌町に支店を有する企業、そして3番目に県内企業となっております。

今回は町で公募しますので、さらに技術提案の評価項目の中で、大槌町内における調査、測量、設計及び施工会社の活用方法、並びに資機材、備品等の調達についてもうたっているほか、大槌町内の地域貢献方策についての提案も盛り込んでおります。オープンブック方式を採用するのは、独立行政法人都市再生機構の実施方法と同じであります。いずれにいたしましても、地元企業、地元資材、地元雇用等について、意を配してまいりたいと考えております。

次に、町内業者における若者の雇用についてでございますが、震災からの復興は、町の最重要課題として、これまでも全力で取り組んできたところでございますが、議員からお話のあった大槌の未来を切り開く人材の確保・育成は特に重要なことであると認識しております。

また、地元において若者の雇用の場を確保することは、人口の流出を防止することはもちろんのこと、担い手の育成や後継者の確保による「なりわいの再生」にとっても重要であるほか、若者の自由で柔軟な想像力は地域の活性化に不可欠であると認識しております。

こうした観点から申し上げますと、震災からの復興という大変困難な状況下での就労経験は、地域を支える人材の育成にもつながるものであり、町内の事業者様における若者の地元雇用については積極的なお取り組みをご期待するものでございます。

町では、新規学卒者を雇用した事業者を対象とした「新規学卒者雇用促進奨励金」を設け、大槌・釜石地域における若者の就労機会の確保及び地域定着を支援する施策を展開しております。

また、本年4月から始動いたしました「東京大学大槌イノベーション協創事業」におきましては、多数の専門家や企業が参画しておりまして、産学公民連携のもと、新しい技術・サービス・ビジネスモデルの開発と実証を行いながら、新たな産業や雇用の創出に発展する汎用性のあるイノベーションモデルの創出を目指すこととしております。

町といたしましては、こうした取り組みを通じて、地域産業との密接な連携のもと、新たな産業や雇用に創出することにより若者の雇用機会を確保するとともに、産業の復興と一体的な取り組みを進めてまいります。

私のほうからは以上で、他の項目については、部課長のほうからご答弁申し上げます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 次に、用途地域の変更についてお答えいたします。

用途地域の変更についてですが、用途地域を指定しますと、建蔽率、容積率はさることながら、建築物の用途等についても制限が行われ、土地という住民の大切な財産に対する制限という意味では短い期間で何度も用途を変更できる性質のものではなく、慎重かつ厳格に行う必要がありますし、大槌町都市計画区域の全体の土地利用を見据えた上で決定してまいらなければならないものと思っております。

通常であれば、まず都市計画マスタープランを変更して、今後の大槌町のまちづくりの整合性を図った上で、住民説明会、案の縦覧を行って都市計画決定ということになります。

それには、まず大槌町の商業地域をどこにどれだけのスペースで指定するか、防災集団移転促進事業における移転促進区域を含む災害危険区域の跡地利用、同じく防災集団移転促進事業の住宅団地の区域の決定、特に、現在応急仮設住宅で暮らしております被災者の方々の住宅再建の意向の反映が大きいものと思っております。

今年度、当初予算に都市計画マスタープラン作成業務委託料として1,439万円を計上して、早急な見直しを図ってまいります。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。小松君。

○7番（小松則明君） 答弁ありがとうございます。

答弁で伺って、前向きなことなんですからけれども、またその答弁の中で、5月11

日に企画提案の委員会で優先交渉権が決定したと、現在価格交渉とかいろいろな話がありました。そのゼネコンさんは、書いてあるとおり大槌町を優先的にという答弁書がありました。私は、この大槌町を見渡せば、企業なるものはどうなのか、今働いているのは言うなればハードの部分、これからのまちづくりをする人たち、言うなればゼネコンさんが鍵を握っていると思っております。では、その中に大槌町のこの東日本大震災の企業被災、仕事を失った方々、またそれを雇用している大槌の業者、その人たちを優先的に使うと町長の答弁がありました。しかるに、この応募要領を見ると、地元企業活用に当たっては専門業者及び下請人を含め、広範囲に検討を行い最優先で活用すること。最優先とは、他のものにも優先して扱うこと。答弁では、優先的に町内企業に発注しなければ契約不履行。担当者の方にお伺いします。大槌町の被災した町民の方々、業者を使わなければ契約不履行になるんですね。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今、その技術提案書の公募をかけているところでございますけれども、今回いろいろなインターネットの中で公募の資料を出しております。その中で、もう一つ、専門業者の選定に関する確認書という部分がございます。今後、その請け負ったCMRは、この確認書を町のほうと交わして、地元業者を活用していくというふうなことになります。この中では、今回技術提案書の中で、あくまでもこれは相手方のほうが提案してくるものでございますけれども、一応その標準案というものをしております。その中で、専門業者選定等に関する合意ということで、町とそのCMRで合意するわけですが、受注者が実施する専門業者の選定に当たっては、事業期間の最短化及び事業コスト圧縮の観点から、工事内容、業務内容、発注ロットについて総合的に検討した上で、地元経済の復興に寄与する地元企業または専門性の高い企業を適正に選定するものとする。なお、専門性の高い企業の選定に関しては、地元企業にも十分配慮して選定することとするということになっております。また、その提案の中で優先順位を定めまして、特定の企業に偏ることなく活用を図るものとする。また、永続的な企業活動の観点から、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区復興整備事業の工事施工に関する一体的業務期間内にわたっての活用に配慮するものとし、優先順位に応じた取り組みを推進するということになってございますし、地元企業に関しましては、評価項目がA B C D Eの5つございます。その中で、1つは発注工種、発注ロットの妥当性、地元企業性の判定ということで、順位1位が大槌町内

に本店、本社を有する企業、順位2に大槌町内に法の許可を受けた支店または営業所を有し、その支店または営業所の代表者に契約締結権限が委任されている企業、それからCでは業務遂行能力、Dの地元精通度では大槌町における業務実績、大槌町に関する情報精通度、大槌町民の雇用数、大槌町における地域貢献度、Fとして価格というこの5つの中で、専門業者を選定していくということになってございますので、またこれらの選定したものは、全て町のほうに業者のほうから出していくという中で、地元を使わないということがあれば、それなりのこちらの町のほうからCMRのほうには指導を行うというふうな形になると思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 局長、そこの中に書いてある文書を読みました。私は聞いているのは、優先、そういうものではないよ、この大槌町で今しがみついている住民の人たち、働くところがないと、そういう人たちを、この復興のもとに参加させなくてどうするか。町民の被災している人たちは、ただで飯を食っているのではないからね。お金というものを得て、それで食事をしているわけです。それで生活をしているわけですが、その職場を大槌町が提供しなくてはならないのではないですかということを行っているんです。大槌町の業者で、この復興なんかできるわけがないですよ。ゼネコンさんは必要です。ただし、そのゼネコンさんが大槌町を食い物にするのはだめだと言っているんです。言い方が間違ったら議長は注意してください、私もきょうは熱が入りますので。私はこの復興にかけているんです、大槌町の人口を減らさないため。あの惨劇を皆さん見ているでしょう。その道、周り、いろいろなところにご遺体があったんですよ。それを抱きかかえて配ったんですから。プロパーの方はそうだかもわかりませんが、支援で来ている方々は、後でその映像等そういうもので、どういう被災があったということは見ていると思います。私たちは、議員たちもそのご遺体を手で触っているんです。プロパーの方々も同じでしょう。だから意地が出るんです。私たちは、そこの中で亡くならないで生き残ったんです。だから、そのために生き残った方々を生かすためにどうしなくてはならないのか、まちづくりに対して参画させて、大槌に残ることが、これはおかしいですか。それを、私は優先的に町内業者に発注し、これのほかに大槌町民を参画し、そうでなければ不履行にするべきということと変えるべきでは。どうですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 大槌町民の参画という意味が、工事の中でこういった仕組みになるのかちょっと理解できないんですけども、あくまでも雇用については、今言ったように地元会社をまず優先して、当然やっていきます。あとは、それ以外の優先順位、地元以外の会社が来たとしても、今言ったように大槌町民の雇用というものを必ず守れるような形で指導していくというような形にしていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） では、参画という言葉が適当でないのか、適当なのか、ちょっと後で調べますけれども、言うなれば仕事場を提供し、ではそのやり方というものに対しては、いろいろな考えがあると思うんです。では、その業者さんなるものが、この大槌町を見て、どういう提案をしたんでしょうか。私は不思議なんです。この大槌町のまちづくり、ものを建てる、それだけですか。ものを建ててから、飯が食えないから大槌町民はほかに行って、できた後、からの町をつくったら、役場は要らないんですよ。議員も誰もいないでしょう、投票する人がいないんだから。そこまで飛躍するという話を言われればそれまでと思いますが、局長、責めているわけではないんです。思いは一緒でしょう、町も議会も。だけれども、それを口に出す人、出さない人あるでしょう。行政は行政なりにいろいろな縛りがあって、言えない部分もあるでしょう。私は肩代わりに言いますよ、選ばれて来ていますから。言葉は下手です、だけれども、こういうものに対しては、やっぱりそのゼネコンさんも大槌町の町民の人たちも、旗振りでも何でもいいよ、使うよ、そこから給料を得て大槌町に残ってください、業者さん、山を削ってください、そのぐらいはできるでしょう、それで雇用してください、今は苦しいけれども、なれないだろうが、一般の町民の人たち、ここでやればあなたがたの前の職場ができますから、その礎が今なんですよ、そういませんか、局長。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） いずれ町民に帰ってきていただくということは、非常に重要なことだと思っています。ただ、ちょっと小松議員の発言の中で、ゼネコンさんとなっていますけれども、今回とるCMRは、今回の工事はできませんので、あくまでも発注するだけでございます。したがって、今回のとったCMRは、自分では工事をすることはできません。また、直接その設計をすることもできないです。基本的にはこのCMRが発注していくという形なので、設計等についてはコンサルに、あるいは工事については、今言ったように地元企業と専門業者という2種類の区別をした上で発注していくと

いうことです。そのところは理解していただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 言葉のあやですよ。CMあってCMR、CMRに対してゼネコンが入るでしょう。では、CMRと下の業者というのは、これは発注者と請負者ですよ。これに関係なくはないのではないんですか。そのCMR、言うなれば請負人が下の業者に対しての契約でしょう。町民の方々、これがとりあえず今度の大槌町外周りのこと、CMRがありました、工事施工、建設、地元、地元外、地域外等のJVとか、ここの中に町民の雇用とかそういうのはないんですよ。町民はどこにいったんでしょう。これを出したのは町ですよ。違いますか。議員さんもこれを見てください。私は、何も責めているわけではない、こういう書き方が、これが一般的な書き方ですよ。だけれども、CMRというものは変化していますよ、最初るときよりずっと変化してきていますよ。それが完璧なものではないということも確かですよ。だから町長、町長が優先的にやるということ、町長が一生懸命大槌町民を守っぺしということは聞いています。だから、大槌の首長は町長ですよ。そういう不履行な業者とは言いませんけれども、考える業者を大槌に入れるというか、そういう業者が来れば大槌町は助かるのではないかなと、そうすればこれ以上大槌の人口流出がないのではないかなと、その第一歩だと思いますが、私が言っているのは間違っていますか、どなたかお答えいただけますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 小松議員の思いは非常によくわかりますけれども、町長というところで、町長のそういった意思というか、そういったものがこういった入札の中に入るということは、官製談合ということになりますので、基本的には業者の選定に当たっては、適切で優秀な業者が公平に選ばれるというふうに考えてございます。また、先ほどCMRからの下請負というふうな話がされてございますけれども、基本的にその専門業者の選定方式の一例でございまして、例えばそのときは専門業者を事前に見積もり参加業者としての公募をいたしまして、そのリストを作成し、その後工事については、そういった見積もり参加業者には一斉に工事の説明書と特記仕様書、図面、金抜き設計書、標準工程表等を提示した上で応募していただくと、その中で適正に地元企業を優先して使っていくというふうな制度になってございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 町長の思いをしゃべれば官製談合、どういう思いで言っているの

か意味がわからないけれども。UR自体、ではどうなんですかということで、URに対してちょっと聞きますか。

URというものは、どういう業者なんですかという話で、独立法人都市再生機構、大きなまちづくりをしてきましたよね。そして、大きな実績を得ました。ただし、その反面ということも、局長わかっていますよね。では、どのぐらいのお金を使っているんですかということで、では借金についてどのぐらいでしょう。これは古いやつですけれども、損益計算書の中の負債部分、負債状況11兆円、11兆円ってどのぐらいでしょうね。11兆9,786億円、大槌の予算、総資産で1,000なんぼかになる、その何倍ですか。では、そのURの方々が審査していますよと、では審査委員はどうなんですか、まともですか、そこまでは私は言いたくはありませんよ。誰も責めるのではなく、今の平時ではないということをわかるでしょう。平時ではないときに、大槌町民は何をつてに誰に頼むのか、生き残るために誰がそれを抱えるのかと私は言っているんです。私は談合のことを言っているのではないんです。大槌町を助ける業者が来ればいいと言っているんです。それがプロポーザルでしょう。何か意味を勘違いしてほしくないんですけれども、再度聞きます、私が言っている大槌町を助ける業者が来てほしい、そうやって大槌町の町民の方々を雇ってほしい、大槌町の業者を雇ってほしい、そうすれば人口流出がとめられるのではないか、そして新たにでき得る企業、その前の生活をできる礎になるのが、この復興の最初だということに対して、これがだめなんですか、いいんですか、どっちですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 大槌町の発展に寄与するような企業が来ていただきたいというのは、その思いは一緒でございます。

URについてでございますけれども、今回東日本大震災が起きまして、東日本大震災区域法という法律ができております。その中で、特区のその特例の中で今回UR、都市再生機構を復興整備計画の中に位置づければ、URが代行して事業をやっただけというようなことを、国のほうから示されているスキームの中で行っているわけでございます。こういった中で、大槌町ではご存じのように、かなりの技術的職員も失われまして、復興に対しての技術力、あとはそういった実行力に対してかなりの力が劣っているということで、全国の市町村から派遣職員をいただいておりますし、今回こういったUR、都市再生機構という団体を使うことによって、一日も早い復興を図りたいというふうに考えているところでございます。

- 議長（阿部六平君） 小松君。
- 7番（小松則明君） これだけで時間を潰したくないけれども、もう少ししゃべらせてください。国からの支援、大きな事業をしていますし、その中でちゃんとやってくれる、そう思っています。そうしなかったら、私たち議員はどうするか。では、それで聞きます。いろいろなものを聞くので、もうほかの議員の時間も欲しいんですけども、そういうわけにはいかないということで、今度は町方のやつが決まっているような感じで、今予算とかいろいろなもののやつをやっていますよと。それで方向づけを出してきます。議会承認にはなりますよね、それをもう一度お願いします。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） 今回の町方につきましては、3月議会で契約案件として、URとの契約は議会の承認をいただいておりますし、負担行為のほう、予算についても承認をいただいておりますので、それについてはもう終わったものと認識しております。
- 議長（阿部六平君） 小松君。
- 7番（小松則明君） その業者が決まって、仮契約なるものをしてからというものに対しては、議会承認は要らないということの答弁でしょうか。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） 町の契約の相手方はURですので、それから先については議会の承認は必要ないというふうに認識しております。
- 議長（阿部六平君） 小松君。
- 7番（小松則明君） そうなれば、ちょっと話が別になるけれども、局長、町当局の方々、この中で、この書類を読んでいくと、一度とった業者は、よかろうが悪かろうが、最初のとった工事、即座に次の工事の随契をすると書いてあるんです。どういう意味かわかりますか。1回とったら、後の工事は全部この業者がやるということなんですよ。これはそのぐらい大事な入札ですよ。いいんですか。これが本当に町民を稼がせられない、地元が入らない、誰が責任とると言い方はしないけれども、私はそういうふうに対して納得できないんですけども、そこで決まりました、そのときそれが決まったら、その後に議員に対して説明もいたしません、それまで私の記憶ではないですけども、そういうのはありましたか。あったといたら、私の記憶違いですけども、よろしくどうぞお願いします。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回のCMRのプロポーザルについては、まさしく今言ったようにその業者の選定ということではありません。ただ、全てそこで出すということではないです。今回の中で限定されていますのは、町方地区の土地区画整理事業、それから町方の津波復興拠点事業、それから寺野地区の防災集団移転事業の土地住宅団地の造成、それから柁内地区の災害公営住宅の用地の造成という、この4つでございます。それぞれの次の事業、今回は町方地区については議会の承認をいただきましたけれども、寺野地区の防災集団移転促進事業の住宅団地、津波復興拠点の事業、それから柁内地区の災害公営住宅の用地造成については、もう一度URとの契約が出てきますので、その際にはまた議会のほうに提案させていただきまして、審議をしていただくということになると思います。

それから、もう一つつけ加えますけれども、今回とったこのCMRは、今言ったように事業をするわけではないので、工事そのものを全部やるわけではございません。あくまでも工事の外枠になるフィーと言われるその部分だけをやるもので、実際のその施工については、全てその、やります。実際はその事業の事務費的な部分だけをCMRは得るというふうな形になってございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） では、そのフィーとかいうものに対して、そのフィーとはではどうなんだと、施工のものに対して100万円かかるところを同じものをつくれる、例えばそれでコストが下がった分に足してフィーを上げて、その分の何%は上に上がるということだと、私は勉強しましたけれども、間違いありませんよね。まず、そうですね。時間がなくなるからいいです。そういうことなんだけれども、どうですか、町長、逆に副町長にも聞きたいんですけれども、これでここに書いてある地元業者に発注しなければ不履行になる、私はそういうことでなく、来た業者は大槌町の人たち、仕事をさせて大槌町にとどまらせるということ、流出させないということ、これは心ですよ。それが行政の役目ではないですか。ここにいる議員も、どうしたらいいんだということで話し合っているわけです。それを形、情義で言うことではないと思いますけれども、そういう心ある答弁が欲しいんですけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） ただいま小松議員からお話がありましてとおり、この町方地区であり、あるいはそれ以外の地区の発注ということについては、今後どのように進めて

いくか、非常にこれからの大槌の発展について鍵となる事業ではないかというふうに思っております。これが単に、その文書上書いてあるからとかいうことではなく、引き受けた事業者がしっかりと大槌の発展ということも考えて、どのように事業をしていくかということをしっかり認識していただいて進めていくということが大事だと思っております。町としても、URに委ねましたからというようなスタンスではなく、これはどのように事業が進むことになるのか、それから大槌の事業者さんに対して、地元でできることは地元にということができるのかどうか、それから、さらに言えば町の発展につながるのかどうか、そういう観点で業務を行っていただくということで取り組んでいきたいと思っておりますし、町としてもそういうことをしっかりと認識して、これは引き受けた事業者さん、あるいはURとしっかりと連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 本当に思うことを言ってもらいました。その中にはいろいろな含みがありますけれども、これはあと9月議会でまた出したいと思っております。

次に移ります。町内業者における若者の雇用ということで答弁をいただきました。やっぱり若い人たち、それと中高層、いろいろな部分に対して大槌の残った業者さん、今働いている業者ということで、新規学卒者についての奨励金とか、いろいろな補助がありますよと。では、この補助は、とりあえず調べてありますけれども、幾らでしたか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） ご質問いただきました新規学卒者雇用促進奨励金でございますが、平成25年度、議会のご審議を賜っておりまして、予算額600万円を確保しておりますところでございます。こちらの制度につきましては、新規の学卒者を雇用していただきました大槌、釜石地域の事業者様に対しまして、雇用者1人当たり30万円の支給を制度として担保しているものでございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 30万円といえば、新規雇用の方々の大体約2カ月ですか、そのぐらい。2カ月で仕事は覚えますかという疑問もあります。これはこれで、ちゃんと予算をとって前向きにということもあるんですけども、これからのものに対して、もう少し手厚い支援をするつもりはありますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 現在のこちらの制度の追加した、さらなる手厚い支援ということでございましたが、制度的には現状の制度の運用のところで対応していくところがまず第一かと考えております。また、こちらの制度以外の支援策、そういったようなものを検討していく、例えば若者の地元企業への理解などを促進するような、そういった施策の検討は、今後必要になってくるのではないかというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） この次の支援という意味でなく、部長、これはバッティングすれば片方にするとかということもありますよね。県のほうのものを使えば町のほうを使えないとか。そういうのをどっちも使えるようにしたらいいのではないかなと、それは県と町は違いますよという意味で、そういうのは前向きにお考えいただければ、検討するといえば私は使わなくなると思っていますから、検討は山じゃなく海に流れていくという意味で言っております。

次に移ります。用途地域の変更ということで、実際の話、本当に私が今言っているのは一部分に対して言っているんです。ところが、私が今言っているのは大槌の在のほうを言っていますけれども、これが小槌の在にも同じことが言えるということで、やっぱり例えば大ケロ地区、柁内地区、土地の高騰、急激な人口密集地になってくる、中学校跡には3年の大型な巨大な建物が建つ。では、そこにどのぐらいの人が住む、すごいですよ。住むところがないからつくる、町民の大移動ですよ。それに対して、本当に答弁はショックを受けます。大槌町の都市計画全体の土地利用を見据えた上で決定、見据えたのではなく、物事はもう進んでいるんですよ。黙っていてもわかるはずなんですけれども、これが後で、きょうはそこの一部分のところから陳情書というものが上がってきて、その話に後でまた出ると思いますが、やるべきか否か、どうでしょう。これは局長のほうだね、局長自体に聞きます。法律とかそういうのは度外視にして、度外視にするわけにはいかないですけれども、どうですか、やったほうがいいと思いますか、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 見直しは早急に行いたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 局長、その通りです。やっぱりやらねば、町民の人たちも、車を持っている、これは一番最初にやっているところ、ちょっとまだ時間がありますのでね。

ばあちゃん、じいちゃんたちが集まっていました。そこで、おらえの息子たちは車で買い物に行ったが、おら乗せれていかれなかった。議長、その言葉で言いますからね、そこは許してください。支援の方々は、私の言葉を理解できなかったときは、後でプロパーの方々に聞いてください。「買って来るものは、おら食えないから、じゃあおらも何か買い物すつてがなと、じゃあ町民バスさ行くべか、時間が合わない、重たいものを持ってない」そういうことを言ったときに、ここさ何があればいいがなという言葉から、じゃあこのぐらい老人の方々、町民の方の人口がふえるんだったら、それがあってしかるべきと思ったのが最初でございます。それが人口の、大槌の被災したこの町方から移った方々のためのサービスだと思います。町方につくる御社地とか、いろいろな場所のつくるもの、それはそれでいいです。しかしながら、取り残されている方々もいるんですよ、では買い物に対してそれだけでしょうかということではないです。その買い物するところの場所というのは、情報があります。会話があります。会話があるということには、そこに歳がいった方々は行って話をしたい。言うなれば体力もつきますよ、毎日通うんだから、時間があるんです、歳いった方々は。買いだめをしない。そういう情報を得る、愚痴も聞ける友達もいる、そういう場所をつくってあげることもいいのではないかなと。それに対して、町当局も前向きな姿勢を見せてほしいですけども、まずこれは後で請願、陳情で上がりますから、それに対してはお願いします。もう一度聞きます。いい方向に行くでしょうか。これは局長かな、それとも局長でない、やっぱり三役の誰かのほうがいいのではないですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと大ケ口地区を出して補足説明をさせていただきますけれども、大ケ口地区は第1種低層住居専用地域、それから第2種低層住居専用地域が道路の真ん中あたりをずっとブロックで入っております。いわゆるコーポ側のところから大ケ口公園のところまでの部分が両側にわたって第2種低層住居専用地域になってございます。第1種住居専用地域は50平米までの店舗併用住宅、店舗によってはそういったものしか建てられませんけれども、第2種低層住居専用地域については、150平米までの専用店舗もつけられますので、実際はあの中であればコンビニ等をつくることは可能だというふうになってございます。さらに、それをもっと緩めていきますと、第1種中高層というのは源水地区ございまして、こちらになると500平米までの店舗ということで、スーパー等も建っていきますけれども、そのかわり逆にいうと、今度は高さ制限の中で

は2階、3階、2階制限までが3階、4階、5階というような建物が許されてきますので、そういったところも含めて、住民の方々と十分な合意形成を得た上で、用途地域の変更は必要だというふうに認識してございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 丁寧な説明をありがとうございました。その大ケ口地域で指定しました道路の脇に対して150平米とか、それもちゃんと調べました。土地がないですよ。だから、全体の話で私はもっていつているんです。ただし、第1種低層住居専用地域の場合には、工場はだめですよと、私は変える場合には、音のなるもの、汚水を出すもの、そういうものではなく、集まれる少し大きなスーパーとかがいいのではないかと、来てくれる、くれないは別ですよ。でも、そういうものをつくったほうがいいのではないですか。また、私は、町にこういうふうに、私の言い方というのはこういう言い方しかできません。できないけれども、一生懸命しゃべっているつもりが、何か角が立つような言い方になるかもわかりませんが、でも我慢して言っています。また、町当局の方々も、一生懸命やっているのも確かです。プロパーの方、支援の方々、本当に感謝しております。感謝していますけれども、やっぱりそれ以上に見えないところはあるんですよ。私たちは、町民の方々から、議員は委託されて来ています。行ってこい、どうにかしてください、どうにかならないか、それを受けて私たちは仕事をしなくてはならないです。言うなれば、私たちは小間使のようなものです。それに対して、行政というプロに対して、私たちは戦いを挑むしかないんです。それをおろそかにするということは言いませんけれども、この震災にかけて、向かうところは一緒なんです。この大槌町をつくり直さなければならぬし、大槌町にまた人が戻ってくるということはなかなか難しいです。ただし、新しい企業をつくることによって、逆に来るとい希望も持っているんですよ。そのための行政であり、議員であると思っています。

本日はいろいろなことを言いましたけれども、次の議会にまた同じことを言うかもわかりませんが、本当に期待しております。それから、局長、いろいろご答弁ありがとうございました。これからもばんばん質問していきますので、よろしく願います。また、大水副町長、肩にかなりプレッシャーがかかっていますから、大槌町の行く末、町長、目を光らせてください。

以上で終わります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時59分

○

再 開

午前11時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。ご登壇願います。

○3番（東梅 守君） それでは、議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきます。新生会の東梅 守です。よろしくお願いをいたします。

震災から2年3カ月、先ほど全員で黙禱をし、お亡くなりになられた方々の冥福をお祈りし、また早期復興を願うものであります。また、復興を急ぐ余り、安全対策や防災対策、おろそかにならないよう望むものであります。また、復興は町民の希望や夢があるものでなければならないと思います。このことから、次の3点を質問させていただきます。

まず、1点目に、災害公営住宅入居基準について。

災害公営住宅に入居するには、保証人が必要とあるが、災害公営住宅の申し込みは、すなわち保証人がなければ申し込みができないということになるが、また保証人を受けてもらえない方は、仮設住宅に住み続けることになるのでは。このことについて、答弁をよろしくお願いいたします。

2つ目、被災した立木について。

震災津波・火災により立木が枯れ、2年以上経過し、倒木のおそれや荒れ始めている山が見受けられるところもあります。町として対応はしているのか。

3点目、通勤・通学の安全対策について。

金沢方面・小鎚方面、仮設住宅があることで交通量の増加で大変危険に感じている。対策は考えているか。また、赤浜に向かうかさ上げした安渡地区内の県道に歩道がないが、このことについて答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 災害公営住宅の入居基準について、質問にお答えいたします。

現行の大槌町町営住宅等条例施行規則では、入居の手続の条項の中に、「入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない」とあり、第1号に「連帯保証人の連署する町営住宅入居請書を提出すること。ただし、町

長が特に認めた場合は連帯保証人の連署を要しない」とあります。また、「連帯保証人の印鑑証明書と、連帯保証人の前年の所得を証明する書類を提出すること」とあります。したがって、災害公営住宅の入居を申し込む際には、保証人は必要ありませんが、実際に入居手続をする際には、連帯保証人が必要ということになってまいります。

また、連帯保証人の条項には、「連帯保証人は、町内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と求める者でなければならない。ただし、被災居住者等その他町長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、町内に居住していることを要しない」とあり、現在の被災した状況の中では、連帯保証人のハードルは、かなり高いものになっていると認識してございます。一方で、被災居住者については、町内在住の連帯保証人でなくてもよいと、要件が緩和されていることから、まずは、町外に住んでいる親族等に連帯保証人をお願いできないかどうかを検討していただくことになろうかと思っております。

県営住宅においても、同様に連帯保証人に関する条項が定められており、局長が特に認める場合という条項もありますので、どういった場合、町長あるいは局長が特に認める場合になるか、県とも十分協議を行い、整合を図りながら、できるだけ被災者の負担にならないように事務を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議員の質問にお答えいたします。

東日本大震災発生時の林野火災に遭った森林につきましては、町有林約4ヘクタール、民有林約36ヘクタール、町全体では約40ヘクタールの森林整備計画が策定され、平成24年度末までに町有林約4ヘクタール、民有林約19ヘクタールの計23ヘクタールの整備が完了し、今年度は民有林約11ヘクタールの整備が計画されております。町有林につきましては、既に被災木の伐採作業を完了し、環境整備に努めてきたところでありますが、民有林につきましては、所有者の自己負担が発生する可能性もあることから、整備に当たっては所有者の意向を踏まえながら、釜石地方森林組合が中心となり事業を実施しているところであります。

町といたしましては、これまで岩手県及び釜石地方森林組合と共同で、所有者を対象とした伐採や植林に関する説明会を開催し、国や県の補助制度、整備の方法等について説明してまいりました。

震災の影響により所有者の所在が不明であったり、相続の関係で所有者の確定に時間

を要するなど、整備事業の実施に当たっては課題もありますが、関係機関と連携を図りながら、今後も着実に環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） それでは、私のほうからは、通勤・通学の安全対策について、金沢方面・小鍬方面の交通量の増加に対する対策についてお答えいたします。

東梅議員ご指摘のとおり、仮設団地周辺の交通量は増大しておりまして、朝の通勤時間帯の交通量が多くなっておりますほか、車両も速い速度で走行している事例があるとの状況は把握しているところでございます。当面の安全対策といたしましては、釜石警察署に協力を求め、交通量の多い朝・夕の通勤・通学時間帯のパトロールの強化を図るほか、大槌町交通指導員による安全確保に努めてまいります。

また、現在臼沢橋路線の安全対策といたしまして、ドットラインの設置を進めているところでございます。

さらに、見通しの悪い箇所や走行上で危険な箇所につきましては、カーブミラーの設置及び道路標示等による事故の未然防止を図るほか、路線のハード面に係る改善につきましては、道路管理課及び関係機関と協議をいたしますなど、一層の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

その他、運転者側の交通ルールの遵守、歩行者に配慮した交通マナーの意識の向上が不可欠であることから、注意を喚起する安全運転への啓発といたしまして、大槌町交通指導隊による車両での広報活動を実施いたします。

今後も、釜石警察署や岩手県釜石地区交通安全協会大槌支会等と連携を図りまして、街頭立哨の実施など、交通安全意識の啓発を進めるとともに、町広報誌の掲載や災害FMなどを活用した交通安全の呼びかけを行うことを実施検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 次に、赤浜に向かうかさ上げした安渡地内の県道に歩道がないということに対しての質問にお答えいたします。

安渡地区から赤浜地区へ向かう県道吉里吉里釜石線につきましては、震災により地区全体が沈下したことから、当面の車両交通の確保を目的として、震災直後、道路を管理している岩手県沿岸広域振興局におきまして、車道のみかさ上げの復旧工事を実施したものでございます。

議員ご質問の歩道がないことにつきましては、岩手県沿岸広域振興局に復旧計画等を確認したところ、今後のまちづくり整備計画において、町により産業エリア等の整備に伴う道路整備が計画されていること、県により防潮堤を乗り越しするための道路整備が計画されていること等から、こうした道路工事の中で、歩道を含めた整備を行っていくとのことでした。

町といたしましても、歩行者の安全を確保する上で、歩道の必要性は十分認識しているところでございますので、今後の道路整備工事におきましては、歩行者の安全確保に努めながら施工を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 再質問を求めます。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の災害公営住宅について再質問させていただきます。この連帯保証人のハードルはかなり高いものというふうに当局のほうも認識しているようではございます。ただ、この災害公営住宅の入居基準なんですけど、これは現行の町営住宅または県営住宅の入居基準をそのまま適用されたものであるというふうに私は認識しておりますが、今回の災害公営住宅は、要は名前のおり災害公営住宅なわけです。通常の公営住宅とは異なるというふうに私は考えるわけです。災害で住宅をなくされた方たちは、何も自分自身がなくしたくてなくしたわけではない。天災により起きたことなわけです。そのことで住宅をなくし、今仮設に住んでいるわけです、見なし仮設も含めて。その方たちが、やっと災害公営住宅ができて、先が見え始めたなと思ったときに、この連帯保証人という話が出てきた。それで、例えば身内、親戚、互いに被災し合っている状況の中で、果たして他の、自分以外のところの保証人になり得るのだろうか。自分の生活が精一杯の中で、人の面倒まで見られる状況にあるのだろうか。そういうことを考えると、ちょっと矛盾したものではないのかなと。これは、やっぱり災害公営住宅なのだから、もう無条件で入居させていいのではないかと考えるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 災害公営住宅に関しまして、町としても災害公営住宅は、今回これだけの被災を受けた中では、特別なものというふうな認識は非常にあるんですけども、県の公営住宅担当のほうともいろいろお話をさせていただく中では、今回の災害公営住宅は、いわゆる入居基準の中では、被災者というところが緩和されていることと、収入超過者に対しても入れるという部分は緩和されている以外は、一般の公営住宅

と全く同じだというふうな制度だというふうにはなってございます。それで、岩手県のほうでは、平成24年の10月18日に規則と条例を改正してございまして、その中にはまだ今回の東日本大震災対応の条例に改正してございます。その中では、連帯保証人と、先ほど言ったような敷金についても入ってございます。それで、町内においては、町営の災害公営住宅も建ちますけれども、県営の災害公営住宅も建つということで、これまでも県営の災害公営住宅と町営の災害公営住宅ということでは、同じように線をはかっていくということで、家賃等にしてもやってきてもございまして、この入居基準にしても大幅に違うというふうな形にはならないかと思っておりますので、その辺は県のほうと協議しながら決めていきたいと。また、今回のこういった被災に関しましては、その運用の中で、こういった特別認める場合等の条項もございまして、できるだけそういった被災者のために、入れるような状況をつくっていきたくて思っております。また、そういった事例があるのであれば、早目に町のほうにご相談いただければ、それに対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それでは、また質問させてもらいますが、特に町長が認めた場合、あるいは県の局長が認めた場合、この特にとはどのような部分を指すのか、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それについては、まだちょっと、こういった申請の中で、今まで入居がないので、はっきり申しましてまだ決まっていないという、いわゆるこの条項は、あくまでも認めた場合という条項で、特別なときに適用するというふうに考えてございまして、実際にどういったことがあるかというのは、これから検討してまいりたいと。そういった中では、今言ったように、実際に困っている被災者の方々のほうの、どういった状況で困っているかと、そういった場合に合わせた形で対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） だから、この町長が特別に認めた場合、または局長が特に認める場合というのが、この災害ではないのかなというふうに私は思うわけです。確かに保証人をつけることで、貸す側とすれば、家賃の滞納等その危惧される部分を解消できるのかもしれないけれども、今は平常時とは違うわけです。やっぱり、被災した人たちがあ

すに向かって立ち上がるためにも、希望のあるものでなければいけない。被災者の中には、私は保証人をお願いできないと、要は親族等あっても、保証人をお願いしたくないという人もいるわけです。そういう人たちが、ではずっと仮設に住んでいいんだなと思っている人もいるわけです。または、私たちはどこに行けばいいんですかと思っている人もいるわけです。そういった意味でも、この特別な部分をやっぱり町として、もし保証人がどうしてもとれない場合は、町長が判こを押しますよというぐらいの配慮が必要なのではないのかなと。みんなで早く公営住宅から解消されて、今度は住宅再建できるようにとか、やっぱり働く場所が見つかって、例えば家賃を払えない人がいたとしたら、払えるように雇用の場をつくるであるとか、そういうことをやるために、やっぱり前向きに町側のほうが進んでいかないと、なかなか町民の方からは文句しか出てこないという状況になると思うんです。そういう意味でも、この特に認めるという部分の中で、やっぱり町側としても、もし連帯保証人がとれない場合は、町長が特別に判こを押しますよというぐらいの部分を見せてほしいなと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） ただいまのこの公営住宅の入居基準についての東梅議員の思いについては、重々伝わってきております。確かに、災害を受けて、今災害仮設の中にいる人たちが、自力で再建できないという中で災害公営住宅に入居すると、そのときに連帯保証人がなければ入れないという状況であるわけでございますが、ただこの規則では、町長が特に認めた場合は連帯保証人を要しないということがあります。先ほど担当のほうから申し上げましたとおり、町内には岩手県と町営の災害公営住宅が建つわけでございますが、やはり県のほうが、あるいは町のほうがというとき、ばらつきがあってはうまくないのではないかと考えております。それで、このことについては、やはり県あるいは町の災害公営住宅、整合性をとっていく必要があります。その中で、この施行規則の運用について、さらにルールを決めなければならないのではないかと考えています。このことについては、早急に内部で協議、そして県と協議しながら、速やかに被災者の皆様方に公表してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 県との整合性をとりながらもわかります。あとは、非社会的行為をしている人の入居は認められないという部分もあります。それは当然だと思います。ただ、本当に今後大槌町民の中には、なかなか自分から役場に足を運んでそのことを伝

えられない、私は保証人がとれないんだよと伝えられない人たちが多くいるということもわかってほしいなというふうに思います。その辺も含めて、この災害公営住宅のありようのルール、きちんと現行のものではなくて、災害公営住宅なりの基準というものをつくるべきというふうに思いますので、その辺よろしく願いをしておきます。ぜひ、仮設にいる方たちが希望を持てるものにしてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目のほうに、被災した立木について再質問をさせていただきます。

全部で40ヘクタールということで、大変広い森林が今回の災害で失われたわけです。それで、何月でしたか、この城山の林道を通った際に、明らかに今緑が増して、遠目にも被災した場所がわかるわけです。そんな中、中に入ったときに、手もつけられずに立ち枯れて倒れて荒れている山が見受けられるわけです。そのときに、本当にこれは通常の火災で起きたものではないわけです。やっぱり天災によって、津波が引き起こした火災によって焼失してしまったものなわけです。これに対して、やっぱり所有者の自己負担が発生する可能性もあとあります。この発生する可能性と、発生しない可能性、どちらが高いんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） ただいまの自己負担の件になりますが、今回の被災木への対応につきましては、林野庁の環境林整備事業という事業を活用して整備を進めております。こちらの制度につきましては、事業費の68%が国の補助となっており、残りの32%が所有者負担と、こういった制度になっております。それで、実際民有林につきましては、所有者の方、さまざまな事情の中で管理をいただいておりますけれども、所有者の方によっては、森林国営保険、こういった制度に加入していただきまして、実際に被害を受けた山林に対する金銭的な補償というものもされております。こういったところから、所有者の方によっては実際に32%の所有者負担が生じるケース、あるいはこちらの森林国営保険によってカバーされるようなケース、こういったさまざまなケースが想定されております。なお、お問い合わせいただきましたどちらの可能性が高いかということについては、大変申しわけございませんが、まだ把握しておらないところでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この整備に当たって、もし個人負担があるとすれば32%になると

いう、もし保険に加入していない場合ですね。恐らく大槌町内で保険に加入している森林を持っている方というのは、圧倒的に少ないのではないかなというふうに感じております。そんな中で、32%の負担というのはかなり大きいものではないのかなと。そして、これもまた現行制度の利用ですよ、環境林整備事業なわけですよ。今回は、やっぱり東日本大震災という特別な災害によって引き起こされた災害によるものなわけですよ。この辺をやっぱり県と協議しながら国に働きかけて、早急に整備を図るということが大事ではないかなというふうに私は考えるわけですよ。それと、所有者がまず申し出なければ、これが前に進まないという点もあるんですよ、その辺はどうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 制度の運用面でございますが、今回の環境林整備事業につきましては、震災の被害を受けた森林である、こちらの被害を受けた森林の除伐等ということで事業の適用を受けておるところでございます。既存の制度もございましたけれども、今回については被災木に対する事業の適用ということで、運用を進めているところでございます。

自己負担の件につきましては、なるべく自己負担の金額を軽減できるような実際の取り組み、これは例えば近隣所有者との団地化を図ることによって作業効率を進める、そうした中で、実際に要する整備費を少しでも軽減できるような、そういった運用上の取り組みについては、県でありますとか、あるいは釜石地方森林組合などとも共同して取り組んでまいりたいと考えております。

また、こうした情報の提供でございますが、実際さまさまな所有者に対する説明等の場を設けまして、制度の周知等については引き続ききちんとした形で情報提供が行われるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 大変勉強不足で申しわけございません。環境林整備事業はこの震災の適用、それでもなお32%の自己負担を強いられるという部分です。これは、やっぱりもっと軽減する必要があるのかなと。

それから、実はこの火災だけではなくて、塩害による、津波による被害で枯れたものと見受けられるものが、町内の至るところに今現在あるわけですよ。それが、通常に町道に面した部分であるとか、あと電線が通っている場所にそのまま立ち枯れた状況、それから民家のすぐ裏手の山にそのまま枯れて、今にでも落ちてきそうな状況にある、これ

は桜木町です。やっぱりこれは、大変その下に住んでいる人たちには危機感を持たざるを得ない、大変危険な状況。それから、道路に面したところは、歩行者であったり車両であったり、そこを通行する人にいつ倒れてくるかわからない状況。それから、電線のあるところによっては、その電線に寄りかかることによって電線を切るかもしれない。次の災害が想定されるわけです。こういうところを点検してございますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議員ご指摘の点検でございますが、実際にしてございます。実は、町道小鎚線のほうの幹線等につきましても、地権者に直接当たってございました。ただ、地権者が1人ではないということもあるために、なかなかご理解を得られなくて伐採には至っていないという状況でございます。それから、桜木町についても、おとし1カ所については伐採等をしてございますが、また生い茂ってきているのは確かでございます。環境部局のほうと一緒に、再度地権者の方々と協議したいと思えます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） そうですね。やっぱりすぐにでも地権者の方の同意を得られて伐採を進めなければ、これは例えば町が負担しても、やっても誰にも文句を言われたいものではないかなというふうに思います。ぜひ、次の事故が起きる前に、災害が起きる前に、やっぱり撤去すべきところは撤去すべきではないかと思えますので、よろしく願いをしておきます。

続きまして、3点目、通勤・通学の安全対策について、先ほどの枯れた立木と一緒になるような気もしますけれども、それとはまた違って、交通量の増大による質問ということでさせていただきます。

それで、これまで震災後仮設住宅ができてから、何度もこの議場で私もやりましたし、他の議員からも指摘があったことというふうに私は覚えております。それで、いまだ道路標識の、例えば速度制限であったり、そういった対策がとられた様子が見受けられない。そのことから、再度この一般質問でやらせていただきます。特に、この震災で瓦れき撤去等工事が今進んでいるわけです。その中で、トラックの数が大変多くなっております。それで、通勤・通学時に、そのトラックの移動も相当数行われております。大変歩行者、それから交通弱者と呼ばれる人たちの危険性が増しているわけです。こういうときに、やっぱり広報活動、それから努めてまいりますの答弁だけでは、なかなか対策

が後手に回っているのではないかなど。早急にこれは道路標識で速度制限を図ったりするべきではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

今の道路標識についてご質問がありますけれども、これにつきましては交通課のほうとも今回もお話ししましたけれども、協議いたしまして、まずこれにつきましては、永続的なものではないので、これはちょっと難しいというご回答をいただきました。それに伴って、それでは交通安全対策にならないということで、また交番と交通課と協議しまして、今までの朝夕のパトロール、これを強化していますけれども、今回はこのパトロールではなくて、定点パトロールということで、その危ない箇所に赤色灯をつけて一応とまってもらって、そこでパトロール対策をとってもらう方向で一応進めてまいりたいと思っております。

また、それ以外の部分ですけれども、まず今回交通指導隊の団体の方々による朝夕の安全対策の確保、それに伴って、あと交番のほうの交通課、あとは交番の職員による対応になりますけれども、仮設住宅に対しての戸別訪問的なチラシ配布、これを交通課のほうで対応として、まず今回やりたいというお話を聞いていましたので、その実行のほうもしていきたいと思っております。

また、交通課のほうの対応になりますけれども、時間帯で運行しますけれども、パトロールカーによる広報、それも実施して、注意喚起を進めてまいる方向で検討しております。今、最悪的に、その小鍬金沢線のスピードの速い車があるというのがあるようですけれども、これにつきましては、最悪的な部分は、もし悪質な危険行為をする運転者がある場合は、取り締まりのほうにも移行する方向で検討はしております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この安全対策は、やっぱり優先課題だと思います。ぜひ事故が起きる前にやっていただきたい。

それから、この町道がもともと震災前はそれで間に合うほどの道路の幅だったんですけれども、今回やっぱり震災が起きたことによって、内陸部のほうに仮設住宅ができたことによって、環境ががらっと変わってしまったという状況にある中で起こっている現象なわけですね。ぜひ、もう2年3カ月、仮設ができてからもう約2年はたっているわけです。ぜひこの対策はきちんとすべきと思います。

それから、その対策の中で考えられるのが、通学路になっている部分で道路幅が狭いところ、大型車両がすれ違えないような場所もあるわけです。そういうところを通学している子供たちもいるわけです。確かに、スクールガードであったり、交通指導員の人たちはいるんですけども、その人たちがいても車両がなくなるわけではないんです。なので、ぜひその河川に係る部分も出てくるので、県との協議となると思うんですけども、道路に待避所になる部分を特別に設置するという必要性も一時的にあるのではないかなど。一時、桜木町から臼沢橋に向かっての川沿いの堤防にそういう箇所を幾つもつくりました。あれはもう撤去されたと思うんですけども、あのような形のものが必要なのではないかなというふうに感じております。それから、仮設住宅があるところに面している道路も、もともとは農免道だったわけです。ほとんど車両がすれ違うようなことはめったにない場所だったんですけども、今住宅ができて、通常にすれ違いが行われているのだけれども、結局待避所の数が少ないために、はるか向こうから来る車を待たなくてはいけない、または通学の子供たちが遠慮して、車が通りすぎるのを待たなければいけないという状況に今あるわけです。そういうところに、やっぱり安全のために待避所を設けてやる必要性があるのではないのかなど。ぜひ、これをお願いしたいと思うんですが、その件に関していかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） お答えいたします。

その辺の交通安全に関しましては、学務課なり教育関係も踏まえて協議いたしまして、拡幅等必要なところについては順次現場を確認した上で、どういう事業手法を使って改良をかけていくのかということを検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひ、仮設住宅に住まわれている人たちの声を聞きながら進めていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど小松議員のほうからもありました。大ケ口地区が大変人口密集地になり始めている、今後大槌中学校跡地にも公営住宅が建つということで、実は大ケ口の真ん中の通り、歩道がないわけです。それで、今現在も相当数の交通量があります。やっぱり、ここも大変危険な箇所と私は認識しております。ぜひ、その整備計画の中で歩道の検討はできないものか、その辺検討に含まれているのか、今後のまちづくりの位置づけの中で入っているのかどうか、その辺をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 大ケ口の橋と言いますと、どの橋かちょっと特定できない。桁内橋でございましたら、現況の橋としましては、現況の橋に歩道の部分を拡幅という形になりますと、道路の基準、河川の基準等で、現実には橋をつけかえるなり、改良ではちょっと拡幅はできないというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 済みません。私の質問の仕方が悪かったようでございます。大ケ口のあの真ん中にある通りです。要は通りというのは道路です。あそこに歩道がないんです。車道はありますけれども歩道はないという状況なので、今後の整備計画の中で歩道をつくるという、住宅密集地になることから歩道は検討されているのかどうかという部分での質問でございます。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 大槌中学校に復興住宅が予定されておりますけれども、それまでの道路、大ケ口線につきましては、町方からあわせて道路整備をする予定でございます。ただ、大槌中学校からどの程度まで先、大ケ口町内までの整備をするかというのは、ちょっとまだ不確定でございますけれども、大槌中学校の公営住宅が予定されているところまでは拡幅、新たにルート整備をしようというふうに思っていますので、そのときには歩道はきちんと整備する予定にはしております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） これからつくるところに関しては、歩道が整備されるというのは、それは普通に考えれば当たり前のことなんですけれども、これまでなかった場所も、今後のまちづくりの中で重要になってくる場所になるわけです。そういうのを一体的に、やっぱり今後のまちづくりということを考えて、整備の中に含めてやっていかなければ、全てが後手に回るわけです。住宅が建ってから区画整理をするであるとか、例えば今、桁内地区にどんどん家が建っているわけです、あの農地の中に。行政の対応のほうがおくれているのではないかなというふうに感じております。今後、あそこに下水の整備であったり道路の拡幅であったり、それをやらなければいけないとなったときに、周りに家が立て込んでしまっただけで手がつけられない状況になる。また手をつけようとする場合、予算が膨大にかかるという状況になってからやるのではなくて、やっぱり町を今つくるというときに、全体的に考えていって計画の中で進めていって、やっぱり規制するところ

ろはある程度規制するという部分も必要になってくるのではないかと私は考えるわけ
です。後手に回らないようにしてほしいという部分です。その辺で考えはないんでしょ
うか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 町道大ケ口線の大ケ口の部分でございますけれども、この部
分は今都市計画道路としては12メートルの幅員ということになっていまして、現道で今
幅員は基本的には確保されているという認識でございます。災害公営住宅ですけれども、
今回の大ケ口地区の柁内橋寄り側のほうに予定していまして、そこまでの道路整備につ
いて、今後復興交付金事業等で検討できないか、復興庁のほうとは検討してまいりたい
というふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひ、この歩道、安全対策も含めて、まちづくりはそれこそ今ま
であった土地に、新たに人が住むことによって必要になるものというのが出てくるわけ
です。そういうものをきちんと把握した上で、計画の中に乗せて進めていってほしいな
というふうに思うわけです。

続けて、先ほど橋梁の問題が出ましたので、橋の話をさせていただきますと、この臼
沢橋それから柁内橋、これはいつごろをめどに、一応計画には入っているというふうに
伺ってはいるんですが、いつごろ改良されるのか、その辺をお伺いします。かなり老朽
化も進んでいますし、常に今は交通量がふえて、大変歩行者が危険な思いをしている。
また、車両同士のすれ違いが大変困難な思いをしているという状況の中で、やっぱりあ
る程度の早期にめどをつけなければいけないということから、いつぐらいまでにこれを
やる予定なのか、ちょっとお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 臼沢橋につきましては、去年の大型補正との絡みで、橋
の長寿命化計画で修繕等をいたしますが、現状での橋に拡幅という形では、橋そのもの
をつけかえないと構造的に無理という形になってしまいますので、別途歩道専用の橋梁
という形をとらざるを得ないのかなと思っております。ただし、その分につきましては、
現時点で当然道路橋の横に歩道橋という形になると、河川の協議等、あと事業費の予算
の手当ても考えていかなければならないので、現時点でいつからという形では予定は立
っておりません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） やっぱり、この2つの橋とも、今後人口がふえる地域ということを見ると、早急に予算のめどをつけて改良またはつけかえをしなければならない場所と考えるわけです。ぜひ、その辺もこの復興計画の中に位置づけて、きちんと早期にやってほしいなというふうに思います。ぜひ、これを早期に予算に盛り込まれるようお願いをいたします。

続けて、同じ道路の安全対策の中で、県道の部分、大変これは県の道路の部分なのであれなんですけれども、これは大槌町民として声が出ているので、ここでやらせていただきますけれども、この県道、確かに当初は地盤沈下が起きて、満潮時になると浸水するということから、車両の交通の確保という目的でかさ上げされたのは、私も十分承知しております。災害から2年3カ月を経過して、今現在状況が変わってきているわけです。それで、安渡それから赤浜地区に、今現在住まわれている人たちがいるわけです。この方たちが全て車で移動しているわけではない。中には高校生は自転車、中学生も自転車で通行しているというのが見受けられます。または住民の中にはバイクで移動している。車両が通ることを前提に復旧した道路ですので、もちろん歩道部分がない。そのために、車道部分を自転車が通行する。すぐそこをダンプカーが通っていくという今現在の状況なわけです。大変危険に感じております。それから、例えば満潮時にならなければ、前からあった歩道も使えるのかなと思って、よく見てみたら、それぞれ安渡地区の住宅地に入る部分もかさ上げしてあるわけです。そのために歩道が寸断されているわけですね、段差があって。やっぱり、こういった部分を、例えば現行の歩道を利用できるように改良するであるとか、予算のかからない中でやることができると思うんですが、その辺に関していかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 議員のご指摘のとおり、現在、道路部分のかさ上げによって歩道が潰れたり、非常に通りにくくなっているというのはご指摘のとおりで、非常に申しわけないというふうに思っております。今後安渡地区内につきましては、県道も含めまして、津波復興拠点という新たな事業を設けまして、この7月に都市計画決定をしたいというふうに思っております。都市計画決定ができますと、その次に事業認可を得て、すぐ工事なりに入っていきたいというふうに思っておりますので、その際に道路整備もやっていきたいというふうに思っております。将来的には、15メートルの道路

の中で3.5メートルの歩道はきちんと確保するような形で整備をしていきたいというふうに思っておりますし、今後、ただ県のほうも防潮堤の事業が間もなく始まってまいりますので、当然それにあわせて乗り越し道路といいますか、防潮堤を越える道路の計画もございます。そういったこともあわせて、県とも調整をしながら、今後工事の中で安全対策、いわゆる通学路、あるいは一般の方の歩道の確保といったことも、当然あわせて考えていかないといけないというふうには感じておりますので、その辺はこれから工事が始まる、あるいは事業が始まる中できちんと確保しながら、県とも調整しながら、そういった整備はしていきたいなというふうに思っておりますので、今しばらくお待ちいただけたらというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 計画の中で整備されていくということで、ある程度無駄な予算を使わないためにも待たなくてはいけない部分はあると思うんですけども、やっぱり安全という意味では大変不安があるという部分では、考えなければいけないなというふうに私は思うわけです。

それで、この中に産業エリア等の整備に伴う道路整備が計画されている、防潮堤を乗り越しするための道路整備が計画されているというふうに答弁の中にあるんですが、いずれにしても、まだ正直な話、見通しの立たない事業なのではないかなと。なぜかというと、さきの3月の議会でもやらせていただきましたけれども、防潮堤の完成が正直言いつつになるのか見通しが立たない。要は、県は27年度末と言っていますけれども、実際にはいつになるのか、正直な話、今現在工事の一つも始まらない中で、果たして27年度末に防潮堤ができるのだろうか、それを待ってからの整備というのが圧倒的に多くなってくのではないのかなと。例えば、もうできることを前提に整備事業を進めていくというのであれば別ですけども、やっぱりその防潮堤という部分が決まらない限りは、なかなかやりづらいものがあるのではないのかなというふうに感じているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） ご指摘のとおり、防潮堤ができないと、産業エリアということで、進出企業についても不安はあるのではないかという、我々も危惧をしております。ただ、そうは言いますが、ある程度場所の確保あるいは道路の整備ということをやらないと、進出企業も出てこないのではないかということも考えられま

すので、まずはそういった道路整備、それから産業の用地の確保ということをまずして、ある程度企業でもそういう危惧といいますか、ある程度のそういう防潮堤ができるまでも進出したいという企業が出てくるのではないかなというふうに思いますので、できればまずそれを確保した上で、企業の進出もあわせて誘致をしていきたいというふうに考えていますので、防潮堤を待つのではなくて、まず基盤整備を先に整備を進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 大変ありがたい答弁だったなと思って、私は聞いておりました。防潮堤を待たずにその産業エリアの確保という部分では、本当に大槌町民が待っていること、または事業者が待っている部分だと思います。安全対策とはちょっと話ははずれかもしれませんが、今の答弁の中で、私自身でああいいなと思った部分ですので、触れさせていただきました。本当に早急にこの産業エリアの整備は行っていただきたい。それから、防潮堤を待たずに、道路の安全確保という意味でも、安渡地域の整備は早急に進めていただきたいというふうに思います。

特に、赤浜地区は復興計画が早く住民の中から声が出て、合意を得られた場所というふうに認識しておりますが、なかなかその後、目立って進んでいないという現状を見る中で、やっぱりあの通りから動いていくことによって、また動き始めたという安渡地区、赤浜地区の人たちにとってもまた希望が見えてくるのではないのかなというふうに思います。ぜひ、その辺も早急に進めていただきたいというふうに思います。

本当に町民があしたが見える、希望が見える仕事をどんどんやっていきたいものと考えます。町当局だけではなくて、我々議員もその部分では最大限の協力をするつもりであります。ぜひとも本当に、全職員と議会が一致団結して、またそこに町民も含めて、みんなでいい議論をしながらまちづくりをしたいものと考えます。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時01分

○

再 開

午後1時20分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。ご登壇願います。

○2番（芳賀 潤君） 午前中に引き続きまして午後ということで、創生会の芳賀 潤で
ございます。議長のお許しが出ましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

震災後2年3カ月、月日が過ぎるのも早いものだという感じもあれば、仮設に暮らしている人たちは、まだかという話もあれば、私も仮設に住んでいる方々と時折話をする機会もあるんですが、おめさんたちは何をやっているんだと言われる。なかなか進まない、はっきりしないかと言われる。でも、そのたびには言うんですよ、大槌は、周りを見れば、新聞を見れば、あっちのニュース、こっちのいいような報道もあるけれども、決して大槌はおくれているわけではないと思うと言うんです。何でそういうふうにかといたら、皆さんからの情報提供があるからですよ。では何で住民はおくれていると言うのか、やっぱりそこを知らないからなんです。常に私が申し上げるのは、やはり決まる前のことを発表すると、動揺してしまうところもあるんだけれども、やっぱり決まったものについては的確に情報発信するという姿勢が大事なのではなからうかなと思います。そんなことがもう決まっていたのという話もよく聞くんです。そういうのを聞くと、やはり我々の情報伝達も下手なのかなというふうに自己反省もするけれども、当局もそういう点ではいろいろな懇談会とか、地域に出かけるときとか、やっぱり丁寧な説明と丁寧な情報提供は必要なのかなというふうには、昨今感じるところでございます。

そういう中で、町の課題として、雇用対策と人口減少、人口流出の対策は、かねがね申し上げますけれども、セットで考えていかないといけないだろうと。住宅は建ったけれども働く場所がない、子育てをするには、みたいな話が聞こえてきます。震災後、ボランティアさんを初め各方面、震災で壊滅的な被害を受けている大槌町なんだけれども、私はここに移り住んで町の復興のために何か協力をしたいんだという人も聞くんです。1人、2人ではないんです。そういう中で、大槌町にありがたくも移り住んでいた方々も聞いています。また、そういう中で、つい先日10年で1,000人の雇用創出ということで、東京大学大槌イノベーション協創事業というものが始動されたというふうな発表がありました。町外から移り住む場合の政策も、いろいろな意味では影響していくのではないかなと思います。確かに、今まで住んでいた方々の住宅の再建、就業の確保、

雇用の拡大はもちろんですけれども、やはりそれでも人口流出というのはとまらないわけです。そういう中では、逆に入ってきてもらえる方がある方がありがたいわけです。そういう中で、大槌町における定住化に向けた取り組みについてはどのようなになっているのか伺いたいと思います。

次ですが、先日の全協で報告があったんですけれども、通告に従って質問しますが、公営住宅の第1次の応募が締め切られたわけですが、戸建ての希望者が当初の計画の2倍にも及び、今後の公営住宅建設について見直しなどを検討しなければならないとも言われておりますが、次の3点について伺います。

大ケ口、屋敷前、吉里吉里の応募状況について伺います。

次に、吉里吉里がそうなんですけれども、県営、いわゆるマンション型の応募状況が、予定数より伸び悩んでいると言われておりますが、その対策について伺います。

3、現在の公営住宅用地確保の状況と、今後の整備計画の見直し等について伺います。

次に、被災者支援の基金の上乗せについて伺います。

被災者支援の基金の上乗せ分について、大槌町にもその配分があるようですが、その基金の運用については、災害危険区域内で移転促進等であれば、ある程度の支援を受けている方が多いわけなんですけれども、その方々と同様になるように、災害危険地域の方々以外の支援というような使用でというようなことで私は承知していますけれども、町としてのその基金の運用について、どう考えているのか伺いたいと思います。

最後に、復興関連（高齢者対策）についてですが、現在公営住宅の応募が始まる中、町内に4カ所設置している共同仮設住宅、いわゆる一般の仮設ではなかなか生活ができないと言われる方が集合的に共同仮設住宅で暮らしているわけですが、その方々の入居者の今後について、どのように対応していくのか伺います。また、高齢化がどんどん進んでいくと言われておりますけれども、その大槌町が抱える高齢者対策について、あわせてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 芳賀議員の定住化に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

人口減少、高齢社会の中で、定住化を図るための雇用の場の確保は、極めて重要な施策であると考えております。そこで、町いたしましては、国の雇用創出基金事業を活用

するとともに、復興交付金事業の水産業共同利用施設復旧整備事業、通称中小企業グループ補助金等の活用によりまして、町の基幹産業である水産加工業者を初めとする事業者の再建を支援しております。

さらに、町では、これら国等による施策等に加えまして、昨年度、町の独自支援策といたしまして、大槌町産業復興促進補助金を創設しております。町への企業立地の促進や産業基盤の強化を図りながら、安定した雇用の場や新たな雇用の場の創出につなげていく取り組みを行っているところでございます。

一方、東京大学では、本年4月に本町において、東京大学大槌イノベーション協創事業を始動いたしました。本事業は、20名近い専門家と30社を越える企業の参画のもと、町民や行政との連携を図りながら、新産業や雇用創出に発展する汎用性のあるイノベーションモデルの創出を目指すものであり、10年で1,000人の雇用創出を目標に掲げて取り組んでいるところでございます。

町といたしましては、本事業による基幹産業である林業や水産業の6次産業化などの取り組みにより、新産業、雇用の創出や次世代人材の育成などが図られ、本町への定住化にもつながるものと期待されていることから、役場内に本事業大槌本部事務室を提供するなど、全面的な連携・協力関係を構築しているところでございます。

また、町では、これらの取り組みに加えまして、本町の復興に支援いただいている多くのボランティア、応援職員の方々や、国内外から多くの研究者が訪れている東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターとのネットワーク、それからイトヨや湧水、伝統芸能など既存の地域資源を生かした定住化を視野に入れた交流活動の促進も図っていきたいと考えております。

これらの取り組みを後押しするため、町では大槌町ふるさとづくり基金による財源の活用を想定した、町外からの定住による町内での住宅建築に対する新たな独自支援策の創設について、現在検討作業を進めているところでございます。

町といたしましては、このように町が持つ潜在力を有機的に結びつけたまちづくりを展開することによりまして、町を活性化させるとともに、さまざまな産業の創出にも波及させ、にぎわいのある生き生きとした町の形成につなげていきたいと考えております。

以下、担当部課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、公営住宅についての質問にお答えいたします。

今般の3地区の応募状況についてであります。大ケロ地区につきましては、募集70戸に対しまして129件の応募がございました。吉里吉里地区につきましては、募集34戸に対しまして29件の応募がございました。屋敷前地区につきましては、募集21戸に対しまして17件の応募がございました。ご報告のとおり、大ケロにつきましては1.8倍と人気を集めました。吉里吉里及び屋敷前の2地区につきましては80%台でございました。

次に、マンション型の申し込みの伸び悩みにおける対策についてであります。今回の募集は1地区でありましたが、言うまでもなく浸水していない低地部が少なく、土地の有効利用を図るためには集合住宅を建てなければならない状況であります。今後の対策につきましては、建設費や関係機関との調整はございますが、建物内に住宅以外の複合型施設の誘致や建物構造、そして間取りなどを総合的に検討して、民間マンションにも引けをとらないさらなる魅力づくりが必要であるものと考えております。

次に、現在における災害公営住宅用地確保の状況と、今後の整備計画の見直しにつきましては、なりわいの再生を図り、震災前以上の復興とするためにも、各地域で進めています土地区画整理事業区域内及びその周辺と、それ以外の地域の従前のコミュニティーを意識しつつ、バランスよく供給する必要があるものと考えています。

次に、整備計画の見直しであります。980戸の全供給計画に必要な敷地面積は、建設中も含めて約16万3,000平米（約5万坪）が必要と考えております。そのうち、現時点における用地の確保は、譲渡内諾を含めて約8万3,000平米（約2万5,000坪）を確保しております。確保率は51%に当たります。

また、今後の見直しであります。今般の申し込み状況も参考にして、場所別の木造・非木造の構造についても精査を図る必要があるものと考えますが、これは土地の確保と密接につながるものでありますので慎重に対応してまいります。

いずれにしましても、被災町民の皆様方が一日も早い生活再建が図られるよう、職員が一丸となって一層努力してまいります。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 私のほうからは、被災者支援の基金の上乗せについてと、それから高齢者対策について回答させていただきます。

まず、最初に被災者支援の基金の運用についてでございますが、国から岩手県に交付された震災復興交付税214億6,093万円のうち、37億9,646万円が当町に配分されており、運用につきましては議員ご指摘の対象者も含めまして、土地区画整理区域内への住宅再

建の促進等に使うよう連絡を受けておるところでございます。

現在、復興交付金制度を初め、国・県等による各種復興関連事業の拡充が図られておりますが、当町におきましては、昨年より大槌町被災者新築住宅支援事業補助金や大槌町被災者引越補助金などの独自支援事業を実施し、被災者の住宅再建に努めているところでございます。

基金の上乗せ分とあわせまして、平成24年度東日本大震災復興交付金等を財源といたしました被災者の住宅再建に向けた支援の拡充につきまして、関係各課と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者等共同仮設住宅の入居者の今後の対応についてお答えいたします。

高齢者等共同仮設住宅の入居者につきましては、本年5月末において26名、定員40名に対する入居率は65%となっております。直近1年間はほぼ横ばいで推移している状況でございます。

また、入居者のうち要支援以上の認定を受けている方が半数近くとなっており、やや重度化の傾向が見られておりますが、委託先の事業者のご理解とご努力により安全・安心な生活環境が確保されていると認識しております。

今般行われました災害公営住宅の募集期間に合わせまして、入居者24名に対しまして、今後の生活再建に係る意向についての聞き取り調査を実施いたしました。それによりますと、災害公営住宅への入居を希望される方が6名、住宅再建を希望される方が3名、施設入所を希望される方が2名となっておりまして、検討中または考えていないとお答えになった方は13名いらっしゃいました。また、災害公営住宅への入居を希望されている6名の入居者の方のうち、今般の募集に対して申し込みを行った方は1名と伺っております。

町といたしましては、入居者の皆様に対し、引き続き災害公営住宅の今後の募集時期に合わせた情報提供を行っていくほか、入居者ご本人または必要に応じてご家族の意向についても、今後定期的に把握しながら、入居者の皆様の生活再建に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の高齢者対策についてのご質問であります。震災後の高齢化率は一時的に29.9%まで低下いたしました。ことし4月末現在におきまして31.6%と、震災前の水準31.7%に戻りつつある状況でございます。今後、高齢化率の上昇に伴いまして、ひとり暮らし高齢者や要介護者、認知症高齢者など、見守りや支援を必要とする方がふえ

てくるものと予想いたしております。

こうした中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、計画的な介護サービス提供体制の整備や重点的な介護予防の推進などを進めることが課題であると認識しておりまして、町の東日本大震災津波復興計画基本計画においても、高齢者が安心して暮らせる社会の確立を、復興に向けた取り組みの一つとして位置づけているところでございます。

介護サービス提供体制の整備につきましては、震災により被災いたしました介護事業所等の復旧を現在進めているところでございますが、ことしじゅうには復旧が完了する見込みとなっており、今後、将来の介護ニーズを中長期的に踏まえた体制整備について、必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

また、介護予防の推進につきましては、高齢者の健康支援や地域での見守り等の仕組みづくりを進めることが必要と考えておりますが、このためには、高齢者はもとより、若い世代も含めた町民一人一人の理解や自発的な取り組みなどが重要と考えているところでございまして、関係機関と連携をいたしながら、65歳到達者介護保険教室などによる普及啓発でありますとか、高齢者等実態把握調査の訪問活動を通じた見守り支援等に取り組んでいるところでございます。

今後も高齢者対策に関する町民や地域の意識の醸成を図っていくとともに、関係機関の皆様のご理解やご協力をいただきながら、地域包括ケアの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは、その定住化対策の答弁の中で、町の独自支援策として大槌町産業復興促進補助金を創設したというふうなことですが、その具体的な応募状況だったり会社数だったり、予定される従業員規模だったりがおわかりになれば教えてください。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） ただいま議員お問い合わせいただきました、大槌町産業復興促進補助金でございます。昨年度の実績でございますが、3社実際の申請を受け付けいたしましたして、実績といたしましては1社1,500万円、3社で4,500万円の補助金交付の実績がございます。制度の概要といたしましては、町内に新しく立地される製造業者、あるいは被災した事業所を町内で再建をされる製造業者、あとは復興事業に伴い町内に

移設して事業を継続する製造業者、こういった対象事業者に対しまして、建物でありますとか設備機械等の償却資産、あるいは土地の購入、造成、こういったことに要する経費に対しまして、固定資産投資額の10分の1以内の額、さらに補助の上限額といたしまして1件1,500万円という上限を設けまして、支給をしておるところでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ありがとうございます。この3社に4,500万円出して、そこはもう全部オープンしているんですか。まだ建設中だとかということなんでしょうか。現状はどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） こちら3社につきましては、申しわけございません、実績の報告を頂戴しておるところまでは確認しております。実際の立ち上げについては、申しわけございません、手持ちでちょっとまだ資料をご用意しておりませんでしたので、また改めてご回答させていただきます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） では、質問内容を若干変えます。グループ補助金についてです。当初、グループ補助金の名前で発表されたときには、かなりハードルが高いであろう、抽選がかなり厳しいであろうということで、中小企業の皆さん、一生懸命勉強しながらコンサルを雇いながらやってきました。どうしても採択案件が少ないということで要望していったところ、どんどん拡大になっていって、今では手を挙げればつくような的な雰囲気までいっているように聞きますけれども、実際採択を受けた事業主の方々も、ではどこに建てるんだという話になったときに、なかなか場所を決めかねているというふうに聞いておりますが、そういう例えば相談だとか、土地だとかということについて、当局の対応とか相談が実際上がっているとかというようなところがあればお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） グループ補助金につきましては、現在実際の立地に向けての手續に向けて、補助金の事業、お受けいただいた事業者の方々、各自でお詰めいただいているところでございます。それで、議員からお問い合わせいただきましたとおり、立地場所の選定でありますとか、あるいは実際に補助事業交付を受けた後の資材費の高騰でありますとか、そういった個々の状況の変化によってご相談いただいている状況で

ございます。町といたしましては、こうしたご相談の内容につきまして、個別の対応にはなっておりますが、産業振興部の商工労政課、窓口の担当課を中心にして、随時お問い合わせの内容について対応しております。また、こういった事業者様に対する情報提供の機会として、4月にはこういった制度の説明会などの機会も設けて、その際に個別の相談をお受けして、随時関係機関とも連携をとりながら対応しているところでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 私の聞いている範囲だと、その資材の高騰はもちろんなんですけれども、一番問題はやっぱり用地なんです。用地が決まらないということと、あとはグループ補助金の期限ですよ。なので、結局どこが決まらないと建てられない、でも期限だけが過ぎていって、いつまでに執行しなければならないのが、非常に徐々に焦りが見え始めたというように話を聞いていますので、国のほうも柔軟に対応してきているというふうな話も聞いていますけれども、町の現状がこうなので、例えば区画整理事業内であるだとか、盛り土しなければならぬだとか、この辺でというイメージの商業者さんがあって、なかなかそのめどがつかない場合、この期限というのが現状では延ばせないという話ですけれども、いろいろなそういう事案があれば、1年ごとに延長だとかという話もあろうかと思うので、できればそういうふうな、今年度の63年の3月までに契約しないとだめですよ的な話ではなくて、そういう人が多ければ、せっかく補助金をもらっていても執行できないという話になるので、親身になって相談を受けているでしょうけれども、なおさらせっかく内定した補助金があるので、対応をお願いしたいと思っております。

次に、この10年で1,000人というマスコミ発表になったときに、すぐにどこにそんな人がいるのやという話になりました。これが意味しているところが、町内の新規雇用者で10年で1,000人、中身的なところをちらっと見ると、10名単位で100社ぐらいみたいな話もあれば、さまざまな情報があるわけですけれども、具体的なイメージがもし出ているとか、何かそういう10年で1,000人みたいな、ただ数字が遊んでいるみたいな話ではなく、何か具体像があれば教えていただきたいです。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 東京大学のイノベーション協創事業につきましてでございますが、今回のこちらの事業につきましては、経済産業省の産学連携イノベーション

促進事業という事業に採択を受けたものでございまして、内容が産学公民連携によりまず被災過疎地の持続的発展を促進するイノベーションモデル創出事業といったような形で位置づけられております。

中身といたしましては、産業の復興、あとは生活の復興という大きな2つのポイントが設けられておりまして、林学あるいは水産学あるいは老人学、こういった専門家の皆様あるいは民間の企業の皆様が参画して、行政と住民と一緒に復興活動を推進すること、あとはこうした大企業のノウハウでありますとか事業の実行力、こういったものを取り込んで、1次産業、2次産業、3次産業、こういった産業の融合でありますとか、生活関連産業などの実証を通して、新しい技術やサービス、ビジネスモデルを開発して実証していくこと、そしてこれを新しい産業や雇用の創出につなげること、こういったところを目的にしております。実際には、約20名の研究者の方が参加し、35社と伺っておりますが、こういった参加企業と一緒に、平成25、26年度の2カ年度の事業年間の中で、30件以上の実証を行うということが目標として掲げられております。

町といたしましては、こうした高い知見を有する研究者、あるいは企業の皆様の参加によって、新しい技術でありますとか、サービスの開発や実証、こういったことを通しまして、林業でありますとか、漁業でありますとか、こういった基幹産業を活性化させること、そして、そういった中で新しい産業の芽、あるいは雇用の芽といったようなものを創出する、そういったところが今回のイノベーション協創事業に期待するということとございまして。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 心配するのは、ここに新産業や雇用創出とあった場合に、現在大槌に住んでいる人、就労していない方々を雇用できれば一番いいわけですよ、現在何もしていないわけだから。プラスして、新しく町に入って、こういう事業を立ち上げたということで、水産だろうが林業だろうが新しく町にそういう事業ができたのであればやってみたいといって、定住化、ほかから来る分にも、これもいいわけですよ。問題なのは、今町内の事業所で10名持っているといったら大きなほうになるかもわからないけれども、町がやることだから、私は今のところをやめてそっちに行くという話をしたもので、今の商業者さんたちが今度はもたなくなってしまうという危惧があるわけです。これからのことなので、今変な憶測をするのもどうかと思いますけれども、まず私は、いろいろな人たちと話をしているのは、震災前に培ってきたものを壊して新

しいものをつくるということではないと思うんです。やっぱり守るものもあるし、まずは流されたけれども復活、復興させるのが本来であって、何か新しいものばかりやっていって、今までのところは全然手をつけないというのも変な話だけれども、消えていくようなのでは、嫌み的に話をすると、失った商店さんとか事業者が復興しないのに、新しい人が入ってきて商売をしていると。どうなんだというふうな感じがするわけです。だから、仕事を失った人は泣き寝入りで、被災地にどんどんいろいろな人が入ってきて、そこで商売として成り立っているというのは、復興の本来ではないんだろうと思います。呼び水になって安定化したときに、その地域の人がまた再雇用されるとか会社を譲渡されるとかいろいろな問題があって、もともと大槌の住民が活性化していくなら話はわかりますけれども、何か今だけの雰囲気を見ていると、流されて悔しい思いをして再建だ、グループ補助金を申し込んでもなかなかならなかった、建てたくても建てられないというところに、ほかからどんと来て、それで商売しているみたいな話になると、気分が余りよろしくないのかなと思います。せっかく庁舎内部にこれだけの規模の研究者の方々だったり協力会社がみえているので、そういうことのないようにしていただきたいと思いますし、できるだけ今就労につながっていない方、あと今後町に来られる方と上手にコラボしていただいいて、コーディネートしていただければなど、そのように思いますので、これについては後でまた進捗状況は何っていきたいと思います。

定住化に向けてなんですけれども、答弁の中に、町外からの定住者による町内での住宅に対する新たな独自支援の創設について、現在検討を進めているところでありましてというふうに答弁がありました。ということは、町外から町に来る人についても、例えば住宅整備をする場合に、何かしらの支援策があるというふうに思っていていいんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今現在、その部分については検討中であります。基本的には、そういった住宅補助金というような形になろうかと思えます。今後については、議員の先生の方々にもご説明していきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） どこから聞いてきたと言われても、なかなかどこから聞いてきているのかあれなんです、町外から来ても、町内の大工さんを使って住宅を建てた場合には幾らばかりの補助だとか、そのほかにも県産材を使ったり云々、そのたぐいなんです

すか、どうでしょうか。もう1回お願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 後段にも、阿部議員のほうの質問にもあるんですけども、今考えているのは、今現在町で被災者が住宅を新築、新たに新築を購入した場合に150万円補助を出しているんですが、そういった制度にかなり近いような制度を考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ありがとうございました。

続いての質問ですけども、公営住宅についてなんですけど、大ケ口についてはそのとおりの人気があったと、それで吉里吉里、屋敷前については80%というふうになっていきますけれども、実際この内訳を見てみると、例えば屋敷前でも2LDKだとオーバーですよ。吉里吉里地区においても2DKだとオーバーなわけです。逆に言ったら、1DK、ひとり暮らしが少ないと。大ケ口も多いと言っているけれども、1DKのほうは27に対して23ですから、やはり当初、どの程度の人たちが入居するという前提で整備はしたもののというふうになるのか、まだ900分の127だから、余りこのパーセンテージで追っていくのも拙速なのかという話もあるんですけども、実際数字が出ているんですが、その点の分析とかなんとかというのはされましたでしょうか。

○議長（阿部六平君） 用地建設課長。

○用地建設課長（西迫三千男君） 今議員の指摘でございますけれども、議員ご存じのよう、意向調査、昨年1月とことしの年末年始ということで、2回しております。ただ、今回の3地区につきましては、この意向調査の時点ではもう既に設計等ができあがっておりますので、残念ながらそこには十分反映されておらないと思っております。また、今回の募集でわかったことは、必ずしも意向調査どおりの結果でお申し込みされていないということはわかっておりますので、今回の募集の内容も含めて、今後十分精査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） そうなんです。意向調査どおりではないから問題があるんです。なぜかといったら、常に町の調査が意向調査とかアンケートというニュアンスでずっと何回か聞き取りをしてきました。私も議会の中で、仮申し込みでもいいから判こでもい

いからもらったほうがいいのではないか、そうじゃないと、あっちに入りたかったけれど、やっぱりこっちにしたみたいになると、大きな事業で結局予定数よりは建てられないわけだし、きちんとしたものの数字押さえていかなければならないという話をさせていただいたんですが、結果をあけてみればそのとおりになったということで、非常に残念なところもあるし、でも逆の見方をすれば、80%台だと、そこに行きたいと今後思われる方に若干の余力があるということになります。大ケ口だともう今から、大ケ口なんて無理なんだという話になる。ちょうどこの前仮設になったときに、私は早く仮設から出て、今できている、発表になっている公営住宅があるので、そこに入ったほうがいいのではないですかという話をしたところ、だってまだこの地域には、ほかに20という数字が見えているよと、30と見えているよと、どこに建てるかわからないけれども、そっちのほうが便利だからという方々もおります。正直な話なんですけれども、入ってしまえば家賃も払わなければいけないので、みんなと横並びに早く入ってしまって家賃をとられて、今せっかく2年半のなりわいが失われて、隣に誰が来るかもわからないところに行くよりは、皆さんが決まった段階でというような話も聞くところなんですよね。役場さんの発表を見ると、例えばまだ工事開始にはなっていないけれども、来年の今ごろから夏ごろにかけて、旧大槌中学校だとか榎内だとか大ケ口、合わせて300弱の公営住宅が出るわけです。例えば、これが出たら申し込みたいとか、こっちのほうがいいのかという方々もいるんですよね。そうした場合に、完成が間近になって応募をとるのか、それともこれはもう具体的に151のRCの5階建てと出ているので、もう整備計画も図面もでき上がっているんだと思うんです。そうなれば、決まったたびに小出しするのではなくて、あらかじめ決めてあげたほうがいいのではないかなと思うんです。なぜかというところ、例えば吉里吉里の話をします。下手な希望だけ持たせて、まだ40人も50人も公営住宅の希望者がいるんです。でも34には申し込んでいないんです。では、町の発表の計画を見た場合に、吉里吉里の公営住宅、あと20とか30しかないわけです。絶対あぶれる人が出てくるんです。そのときになって、おれは吉里吉里に残れなかったがと言われても、おれの責任ではないよと責任逃れをするときもあるんですが、ただ、町が現在計画として決めているのであれば、抽選会を早くするのがいいかどうかはちょっと判断に悩むところなんです。仮設の住民は次の居場所を探しているわけです。なので、既に計画があるところには、次に発表になったらこっち、だめになって抽選に漏れたからこっちではなくて、全体的なもので、もう着手するわけですよね、7月、8月、10月には、26年

の4月、10月、8月、6月にはできていくという計画があるわけなので、これについて今回みたいに、例えば8月完成を5月に入居申し込みをとるのか、それとももう発注段階で申し込み、応募をさせていくのかというところについてはいかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 用地建設課長。

○用地建設課長（西迫三千男君） 2つに分けてご答弁したいと思います。

まず、今回3地区の経験を踏まえまして、今後精査してまいると表現しましたけれども、今回の3地区につきましては、定員割れしたところにつきましては、1回目の募集要項に基づいて2次募集を早い時期にかけたいと思いますとともに、皆様に災害公営住宅の魅力を知っていただくために、内覧会、見学会も考えてございます。

それから、今後の建設計画でございますけれども、先ほど議員からございましたように、木造戸建てもございますけれども、RC造がございます。ここには150戸前後という非常に大きな戸数もあるわけですが、非常に人気が悪い、これは事実でございますので、担当から過日庁内の庁議の中で、先ほど局長から答弁申し上げました複合型施設といいますか、例えば商業なり店舗なり、そういうことを張りつけて利便性を高めるとか、あるいはかねがね申し上げておるんですけれども、土地がないので、なかなか今議員が言われたような形で全てお出しできればいいんですけれども、確たるものがないので、いたずらに混乱を招くかなと思っております。それと、募集時期になりましたら、やはりいろいろなスケジュールの問題はございますので、完成間際、2～3カ月前になるのかな、そういうことで今後も同様の扱いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） そうですね、私も答弁書を見てびっくりしたのが、その公営住宅の整備の用地確保については50%ちょっとだということで、実際数字は900戸とあるけれども、それを建てる場所がもう50しか確保がなっていない。地域のニーズを聞くと、マンション型よりは長屋だとか戸建てがいい。そうするともっと土地がかかる。ということで、もうベクトルが逆を向いているわけです。その調整がやはり必要なかということあたりと、公営住宅が51で、同時並行的にこの区画整理事業内に残る、残らない、区画整理事業内も町が買収していくという目標もあったと思うんですが、区画整理事業内の当初目標に対する確保率というのはどのぐらいになりましたでしょうか。

○議長（阿部六平君） 用地建設課長。

○用地建設課長（西迫三千男君） 本来であれば都市整備課長が答えるべきですがけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

聞くところでは、町方については転売してもいいよというご回答は充足されているように聞いています。ただ、ほかの場所につきましては、なかなか届いていないということで、まずはメイン事業でございます区画整理事業の整備を早急に急ぐという形と、先ほどこれも局長から答えましたように、やはりなりわいの再生はもとより、人口集積を図りながら、震災前のやっぱり町を取り戻してほしいということで考えております。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 済みません、質問があっちに行ったりこっちに行ったり、区画整理事業はちょっと情報を持っていなかったのでも聞きましたが、さっきの公営住宅の応募について2カ月か3カ月前という話をしましたけれども、そうすると、来年度分というのは来年の4月とか5月にしか応募がならないという話になりますよね、今年度の分はもう終わったわけですから。そうすると、公営住宅の希望者が、この抽選会とか申し込んでいない方、また1年待つという話になるんです。そうではなくて、私の言わんとするのは、次はどこに入るのか、行くのかというような腹づもり、心づもりをやはりしたほうがいいんだと思うんです。なので、さっき西迫課長が言うとおりの、まだ決まっていないうちにいたずらに誘導するのはいかんけれども、でも発注して建築が始まれば、そこに間違いなくできるわけですから、私はその段階ぐらいでもいいのではないかなというような気がします。仮決定でも何でもしておいて、その1年間タイムラグがあるので、何かの事情でやっぱり辞退するとかという話もあるでしょうから、ただ言われるのは、では次はどこが出るのか、いつ申し込めばいいのか、今回だって大ケロがすぐいっぱいになったものだから、次はいつなのかという話になったときに、来年も出るからと、ではいつとなれば、また1年待つという話になるので、考え方とすれば、浮動なものを発表する必要はないけれども、決まったものなのであれば出していったら、住民に前向きにやらせるということも、姿勢として必要なんだと思いますけれども、もう一度お願いします。

○議長（阿部六平君） 用地建設課長。

○用地建設課長（西迫三千男君） 議員のおっしゃるとおりと思います。建築工事が着手確定すれば、間取りもさることながら、当然タイプ、戸数もできるだけ早く町民の皆様

にお知らせして、スケジュールをお知らせしたいと思っております。なお、今意向調査等でわかっているのは、やはり今後戸建ても建設してまいるわけですが、さまざまなタイプ、それからいろいろな形で、よく高齢者なり身障者を地域で支えると私は申し上げているわけですが、さまざまなタイプを多様な世帯でフォローしていただくということを考えているわけですが、ここでわかっているのは、高齢者なりにつきましては、従前は大体70%弱は戸建てにお住まいだということで、やはり戸建てが出てこなければ、なかなか仮設住宅の延長線上ということで、なかなかお申し込みいただけないのかなという一方、1人世帯もしくは2人世帯が6割強あるということで、言いかえますと、この方々は場合によっては戸建てに入居募集できないということも想定できますので、その辺はいろいろなしがらみがございますので、整理していきながら、今議員の言われることは前向きに考えてまいります。

以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） この前、議員の全協のときに、第2期の復興実施計画の策定について、今年度末なのかな、12月ごろまでだと思うんですが、それらをやっていかなくてはならないと。今、前段の質問で、その定住化に向けたとか雇用創出の話、中小のグループ補助金の話、今は住民の公営住宅の話、土地区画の大体の目安が決まっていた中で、この第2期の復興実施計画をつくるときに、やはり全協でも申し上げましたが、23年の12月の基本計画から始まって、今第1期途中で、やっぱりどうしても見直さなければならぬところ等々もあると思います。基本方針の中に、策定時の意向の状況の変化などを鑑み修正を行うというふうにありますけれども、私が気になったのは、その実際の体制の中で、テーマ別の分科会を4分科会するとこの前おっしゃっていましたが、ここに、いろいろな項目があっても大変かとは思いますが、震災で壊滅的な被害を受けた大槌町なのに、このテーマに防災というのが何も活字として見えてこないというのが、何か不思議でならないんですけれども、どうですか、総合政策部長。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 先般の議会の全員協議会の際に、復興計画の策定見直しについてご説明させていただいたところですが、その際のテーマ別分科会、4つの分科会を設けたいということでご説明させていただきました。その際、ちょっと完結に時間の関係でご説明させていただいた関係で、4つの分科会のうち、今ご指摘がご

ございました防災分野につきましては、インフラ関係の分科会の中で防災についても取り上げたいと考えておりました、そういったこともございまして、インフラ関係の分科会を所管する部局ということで、復興局総合政策部と並びまして総務部という形で入れさせていただきますところでございます。議員ご指摘とおり、防災分野も非常に重要な分野でございますので、こういったテーマ別分科会も活用しながら、今後の防災のあるべき姿について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） その中に、きめ細やかに運営していくなんていう表現もあるんですが、現実的なところ、例えば地域の復興協議会だとかテーマ別分科会の前身が大槌町再生創造会議が名前が変わってそのように変えて、これが40人規模だったと思うんですけども、これも1回か2回集合の会議をやって、あとはもうやられなかったのも、それは重々承知していると思いますが、今回はそういうわけにはいかないと思うんです。なぜかという、この第2期の復興計画が実質は大槌町の将来設計をつくるわけです。今まではイメージをつくって、事務方の処理だったり、実際やりたいけれども、やれるものとやれないものがある見きわめだったりしていたけれども、この第2期の復興実施計画については、もう失敗は許されないだろうし、ある程度国への復興予算の要望等も期限があるわけですね。再来年になって復興の予算くれと言っても、なかなか大変だと思うんですが、その辺の第2期の復興実施計画のタイムリミットとは言わないですけども、いつごろまでに策定をするスキームなのかということと、あとは大きなところで国に対する復興予算の要望というものが、今年度中なのか、来年度までも見直しとか変更ならいいのか、その辺がおわかりになれば教えてください。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） ご質問のうち、まず第1点目でございますが、第2期復興実施計画の策定につきましては、今年度末、具体的には大体2月ぐらいの策定を想定してございます。その前に、復興基本計画の見直しについても、先ほど議員ご指摘ございましたが、策定以来1年半以上経過しているということで、そちらの見直し作業も並行して行って行きたいと考えておるんですけれども、そちらについては12月の議会でご承認いただくような流れで、これから検討を進めていきたいと。その状況も見きわめつつ、年度末に第2期復興実施計画の策定を行っていきたいと考えております。

あと、国の復興予算につきましては、27年度までが復興交付金の期間というふうに位

置づけられておりますので、現在も復興局のほうが中心になりまして、復興交付金の採択に向けていろいろ取り組んでいるところでございまして、そちらについても、どんどん前倒しで進めていくように、全庁的に協力して行っていきたいと、そういった中で、より具体的な内容を第2期復興実施計画の中に盛り込んでいけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 地域では、今のまちづくり懇談会みたいなものが、地域復興協議会に変わるんだと思うんですけれども、その地域課題というのが、住宅再建が大体目安がついたり、大まかなものがあらわれてきたりして、その自分の町がどうありたいのか、やっと思えられるようになったんだと思うんです。今までは、もう自分の家を再建するのが先だ、雇用が先だみたいな話になっていくので、実際ソフトとしてとか、どういう町にしたいかというのは、地域住民の意見を拾おうと思っても、懇談会に行くと、どこに家を建てられるのかという話から出ないわけですよね。それが、ある一定程度公営住宅なり高台移転なりがどんどん候補地、用地が決まってきている中なので、できれば今後は、地域復興協議会にきちんと情報提供をして、どういうふうなまちづくりがいいのか、その予算の絡みがどうなのか、期限がどうなのかというところを、きちんと地域のほうにも情報提供して、きちんと話し合わせてほしいかなというふうに思いますので、それをお願いしたいと思います。

あと、その中で、もう一つどうしても、私のイメージで申しわけないんですが、役所というのは自分たちが決めた既定路線から余り外れたがらないんですが、修正したり方向修正したり、もう決まったものを着実に、でもこの震災からの復興に関しては、余りにも変化するわけですよ。そういう中では、この第1期の復興実施計画の検証ももちろんそうなんですけれども、第2期で修正とかではなくて、新たに立ち上げていかなければならない事業等もあると思うので、その辺は総合政策のほうで平たく議論をしていただきたいかなと思いますので、役割を見ると総合政策がほかの部局とも話し合う部局になっていますので、非常に重要なポジションになろうかと思っておりますので、よろしく願いしたいと、そのように思います。

続いて、被災者支援金の上乗せ分についてなんですけど、当町にも約38億というものが来て、今後どのように使っていくかを決めていくというようなことだったんですが、最近の報道を見ると、ほかの市町村ではその被災者の上乗せだといって、かなりの数、額

が上乘せになっているやに見えていましたけれども、それは各市町村ともこれらを充当した形になっているがためのものなのか、別なものなのか、よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） このたびの独自支援に係るものにつきましては、今般国のほうからいただいておりますその基金の部分での運用という形になってございます。あと、各市町村のほうでも、今回新たな独自の一応支援ということで、いろいろなメニューのほうを打ち出しているようでございますけれども、その中には、前回までいただいているさまざまなものを使った総合的な独自支援ということでのお話のほうは伺っております。

また、当町のほうにおきましても、昨年10月の臨時議会の中で、独自支援のものについては、ほかの市町村よりもちょっと一歩早い形で提供のほうをしていただいておりますけれども、また今度、この基金の分を活用したものについては、もうちょっと時間をいただきまして、早いうちに議員の皆様方への説明、あと予算等の執行等もございまして、臨時議会等でも一応お願いする中で対応してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 簡単をお願いします。今回の基金について、従来の町が独自支援とか決めていったものを、さらに上乘せをしていく形でいくのか、それとも別な、国がいうように、前にいろいろな基金とか支援金ができただけけれども、それに対象にならなかった方々もいると思うんです。そっちのほうに配分していくのかについてだけお願いします。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 細かいその1本1本のメニューについては、実際のところはまだ三役と町長等にも説明していない中での答弁ということになりますけれども、今の時点で一応考えているものにつきましては上乘せの分、あと新規の分が1本ちょっと考えているという状況でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 両方だということですね。はい、わかりました。

続いて、高齢者対策ですけれども、答弁の中に、現在26名なんだと、意向調査という聞き取り調査をしたところの数字は答えていただきましたし、また検討中だとか考えていないと答えた方が約半数、13名いるわけですね。正直な話、要支援者がかなり多

いので、考えていないのか、それともそこに至らないのかという話もちろんあります。あとは、実際6名の方が公営住宅を希望されているんだけど、1名しかなかったというようなことで、私は常々言うのは、共同仮設ではなくて、永住的に住まえるようなものを、今補助金があるうちに検討なさったほうがいいのではないかとすることは再三申し上げているんですけども、そういうところについてはどのように考えますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 議員ご指摘のように、まだ検討中とか考えていらっしゃる方が半数にわたると、要支援の方も入っていらっしゃいますので、自分では決めかねる方が結構いらっしゃるんだというふうに考えております。そうした中で、やはりご家族の方とどういうふうに相談しながら、入居者の方が今後どうしていくかというのを、ある程度時間をかけて、入居期限は決まっていますけれども、そういったところを検討していただく時間が必要なのかなというふうに考えているところでございます。

それから、永久、恒久的な共同仮設というなお話でございましたけれども、これにつきましても、基本的には今のところは、例えば所得が低い方であれば養護老人ホームに入っただけとか、あとは何らかの形で家族の方と一緒に自力再建されるという方もいらっしゃいますので、どの程度のニーズがあるのかというところも勘案しながら検討していかなければならないかなというふうには思っておりますが、その上である程度のニーズがわかれば、早急にその部分は検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 私は、この課題はまさしく町の高齢者対策の将来設計だと思っているんです。なぜ直近1年間は横ばいなのかという実態を見ると、そこで新たななりわいが、仮設の中でできてしまっている。仮設住宅の中で高齢化になって、普通2本足で歩いていた人がつえを使わなければならないぐらいに衰えてはきたけれども、みんなの周りの支えがあって、仮設におられる方もいるんです。なので、あえてその共同仮設みたいなものには入らなくて済んでいる方々も実際おられます。私もスクリーニングしていますのでわかりますけれども、そういう実態を見ていくと、実際公営住宅の入居が始まれば、そういうのがなくなってしまう可能性もある。本来は共同仮設については、1人では生活の維持が困難な方が、ある程度の集団化で入るようなところをつくったわけ

なので、だからまたもとに戻るような気がするんです。横ばいだから、町のニーズが26人しかないのではなくて、その抱え込みだとか、あとは町がどんどん高齢化になっていくことによって、そのニーズがふえていくように思うんです。なので、下世話な話ですけども、補助金を使えるうちに使って、運営費等はご承知のとおり支え合いの中でやっていくということが当面出されていますので、その研究をしていただきたいと。福祉部とも、昨年も検討したんですが、どうしても公営住宅みたいなものになると、地域整備のほうに所管が行ってしまったり、でもソフトは福祉だったりするので、今回は総合政策のほうで第2期の復興実施計画をやるということなので、この辺はもう横断的にいろいろな方々の意見を聞きながらやっていただきたいと。再三申し上げているとおり、事業者を集めて実際に生の声を聞いたり、実際聞き取りだけでは見えない、家族さんから聞いたところだけでは見えないものもあるので、そのようにぜひしていただきたいというふうに思います。

あと、公営住宅の話をするときに、たまたまうちの法人でマストのところに相談コーナーを持っています。マストの相談コーナーに公営住宅の申し込みに来た高齢者がいるんです。隣に大槌町のショップがあるから、そっちのほうに誘導するんですけども、でもその町内で高齢者で要支援のレベルになると、ケアマネジャーさんがつきますよね。そのケアマネジャーさんがどの程度町の公営住宅がどの辺にできて、仕様がどうで、例えばエレベーターがつくのはわかっているけれども、屋敷前のようにピロティー方式で2階に行かなければならないと、それでも公営なわけですよ。では、つえを使っている人はなかなか厳しいという話になるじゃないですか。そういうふうな町内のケアマネさんたちを集めた公営住宅の配置状況であるとか、お申し込みの具体例はいいんですけども、できたら完成見学会で実際コーディネートする方々に公営住宅の、例えば要支援だとか車椅子対応のレベルがどのようなものなのかというのをやっぱり見せる見学会があったほうがいいと思う。そうでないと紹介できないわけです。結局、役場さんは行政の事務処理の機能の中で、申し込みを受け付けたり精査をしていきます。でも、福祉に携わっている人間は、人を見ていくわけです。そこで初めて家とのマッチングというのがあるわけなので、適正にその人の所得だとかそれが合っているから、ぽんと公営住宅に入れた。でも、使い勝手が悪くてやっぱりすぐ出てしまったみたいな話になると、本末転倒の話になってしまうので、ぜひケアマネさんたちを集めた事業所会議して、現状の公営住宅だとかそういうものの勉強会みたいなものを企画してはいかかと思いま

すけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） まさしく議員のおっしゃるとおりです。復興局とも連携をして、情報共有に努めたいとは思っていますが、やはりその支援をするケアマネさんに肝心の情報がいかないと、要介護者、要支援者が中心になりますけれども、要支援者の方にどのように対応していったらいいかという具体的なイメージが支援する側に見えないというところがございますので、ぜひ計画をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、やはり災害公営住宅につきましては、私思いますに、サポートする拠点的なもの、要するに単に高齢者の方が入っていただくだけではなくて、やはり集いの場というふうなところが必要なのではないかなというふうに考えております。そういった部分が、今のところは仮設住宅の中では、いわゆるサポート拠点ということでお願いしているところもございますけれども、今度の公営住宅の整備に当たりまして、そういった集会、集まれる場というふうなところをいかに整備していけるかというのも、福祉的な観点からいえば必要なというふうに考えておりますので、この辺につきましても、ハードの整備をする局と協議させていただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 次の再質問の答弁を先にさせていただきまして、まことにありがとうございました。高齢化率が29.9%まで落ち込んだのは、亡くなった方が多かったからであって、またこの1年で数%ふえたのは、流出した方々が多いからで、これがどんどん拍車がかからないという現状にありますので、今部長答弁にあったとおり、その憩いの場的な、寄り合い所的な、そうでないとマンション型に入ってしまうと孤独死の問題とかいろいろなものがあるので、この辺も事業所があるので、積極的にそのサポート拠点の整備だとか、配置だとか、位置どりだとか、サテライト型だとか、いろいろなイメージがあるかと思っておりますけれども、それも具体化させる意味での第2期だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

2時30分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時20分

再開

午後2時30分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

先ほど芳賀議員の質問で、保留になっていた部分を答弁いたさせます。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 先ほど、芳賀議員からご質問がありました、大槌町産業振興促進補助金、こちらを受給した3事業者の事業の再開状況でございますが、3事業者とも既に事業再開をしておりますことをご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の質問を許します。ご登壇願います。

○5番（阿部俊作君） それでは、お疲れのところ、午後の眠気の来る時間ではございますが、項目がいっぱいですので、早々と早口になりますけれども、よろしく願いいたします。

まず、沢山地区のかさ上げ等についてお聞きいたします。

沢山地区は、かさ上げ等は行わないで区画整理のみと聞いておりますが、住民から、海岸線が山側というか旧大槌病院の付近で見たと、水位が約1メートル前後上下しているわけです。それで、沢山地区にまさに海が近寄っている状況ということで、大変不安の声が寄せられております。また、大雨による水の排水が悪く、住宅再建や防災の面で何らかの手だてが必要、あるいはかさ上げが必要ではないかと思いますが、当局の考えをお聞きいたします。

それから、学校の運動施設についてお聞きします。

子供たちの心身の発達には、運動は欠かせないものであります。そこでお聞きします。さきの全員協議会で、グラウンドや体育館がそれぞれ一つと説明をなさいましたが、中学校はクラブ活動など、小学校とは比べものにならないほど運動量があります。多くの中学校、どことも書きましたけれども、グラウンドは大抵2つ以上使って活動しております。小学校と中学校を一つにしたからといって、グラウンドも一つでよいということにはならないと思います。授業やクラブ活動など、子供たちの教育環境についてどのように考えているかをお聞きいたします。

3つ目に、ふるさと科について。

町長は、希望の大槌という本を執筆されました。災害地の町長という激務の中で、すばらしい本を出版されたことに敬意を表します。私も文章を書くのですが、とても大変です。この一般質問の原稿を書くにも、心の中ではあれこれ浮かんでくるんですが、こ

れを文章にまとめるとなると大変なことをごさいます。この町長の本の中に、小中一貫校のふるさと科の構想が書かれております。そして、「課外授業ではない、正式な教科として、道徳や生活、総合学習や各教科の一部の時間を削って、それぞれの郷土と関係する授業を取り組む形をつくる。全国にもない画期的な教科だ」そして、「2013年度から実験的ではあるが、始める。何しろ、授業の目当ても教科書も副読本もない状態からだから大変だが、それだけに、町民でつくり上げた科目となると期待している」と書かれております。私は、すばらしい構想だと思います。しかし、被災地の中でさまざまな不安を抱え、災害の恐怖が消えない、PTSDといった心的外傷後ストレス障害、こういう障害を秘めた子供たちに必要なことは、保護者はもちろんのこと、先生と子供たちがゆったりした時間で触れ合うことではないかと思えます。

そこでお聞きします。ふるさと科は、2013年度から始めるということですが、現在どのような状況でしょうか。進展ぐあい、構成についてお尋ねします。

それから、大槌町の総合発展計画ということで、もろもろまちづくりにとってはいろいろありますので、その中でまたさらに項目を4つに分けてお聞きいたします。

1つとして、平成25年5月24日に、陸中海岸国立公園は、公園エリアを拡大して三陸復興国立公園としてスタートしました。大槌町は、公園の中央に位置していることから、海岸線を初め歴史や文化が注目されることと思えます。現在、浪板海岸の砂がなくなり、砂の調査を行うとしていましたが、調査の状況をお聞かせください。大槌町は、他の市町村と比較しても決して劣るようなことのない歴史遺産が数多くあります。観光に歴史の活用を図ってはと思いますが、どうでしょうか。

2つ目に、産業として、漁業は当町の基幹産業であります。港湾の整備がおくれているように感じております。港の形や位置は、漁業者、加工者のみならず、観光にとっても重要な施設です。また、この漁港について、漁業者から、使い勝手のよい岸壁の要望が出されております。港湾の形、設計等に対し、当局はどのように関わっているのかお聞きします。

また、当町は余りにも大きな災害をこうむったため、山間農業の振興が薄くなっているように感じます。復興ということで、町方中心の話が多いのもその原因と思えますが、道路、水道、水路等生活施設が、山間部においては老朽化して、町にお願いするも、なかなか対応してもらえないという声がありました。これからの農林業について、計画や考えをお聞きいたします。

3つ目に、人口について。

他の市町村では、あの手この手で住民を呼び込もうと、いろいろなアイデアを考えています。この町に住みたい、実家を再建したいという方々に、町としても支援も必要ではないかと思いますが、町で考えている施策などありましたらお聞かせください。

それから、4つ目に交通。

経済の発展には、交通は非常に大事なものと思います。地域公共交通確保維持改善事業費補助金、これが4,500万円当町に交付されていることになってはいますが、バスの運賃は町の中心から離れるほど負担が大きく、通院も控えざるを得ない状況です。この交付金を使って、遠くの人にも気軽に買い物や通院するようにしてはと思いますが、当局の考えをお聞きいたします。

それから、道路の陳情で、大ケロ三枚堂トンネルの陳情に、私も2回参加いたしました。この町の本当の経済、大きな内陸との交通に対して、土坂トンネルは、陳情を含め今後の活動をどのように考えているかお聞きいたします。

大きい5番目として、地元業者とURについてお聞きいたします。

災害公営住宅が間もなく完成しますが、建設に当たり地元業者を優先的に活用すると契約時点での説明があったように記憶していますが、実際工事金額の何%ぐらいが地元業者の手に渡るのでしょうか、お聞きいたします。

そして、最後に防災計画についてお聞きいたします。

現況においての防災の考えや計画について、どのようになっているかお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 沢山地区のかさ上げ等についてお答えいたします。

沢山地区は、今次津波規模に基づくシミュレーションで浸水しないエリアであります。町といたしましては、一日も早い住宅再建を行っていただきたい観点から、自力再建エリアとしています。

当該地域は、震災に伴う地盤沈下により排水状況が悪化し、昨年5月には最大60センチの浸水被害を記録しています。地域の懇談会においても、浸水被害の解消について、地域住民の方々から多くの改善要望が出されていることは承知しており、国に対しても地盤のかさ上げ補助を要望しております。

今後の対応策として、沢山沢川の線形を一部改変し、地域排水を速やかに行えるよう検討を進め、また、震災で60センチから80センチほど地盤が沈下していることから、通水能力が低下した水路の水路底及び側壁を改修・かさ上げして通水能力を改善し、湛水被害の解消を目指してまいります。あわせて、周辺雨水処理のため、水路周辺の地盤のかさ上げを復興交付金で対応できないかなど、何らかの補助ができないか検討中です。

復興交付金等による事業化のめどができた時点で、速やかに整備する旨検討しており、その具体的な時期は今年度内着手を目指しています。現在、当該地域での住宅再建をご検討中の方は、役場の環境整備課または都市整備課へご相談いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 2については、教育部長。

○教育部長（早川 寛君） それでは、まず学校の運動施設についてのご質問にお答えいたします。

小・中学校における運動場の規模につきましては、文部科学省令において定められており、ことし5月1日現在における児童・生徒数に対応する必要面積は、大槌小学校が4,400平方メートル、大槌中学校が3,900平方メートルとなっており、その合計は8,300平方メートルとなります。

一方、平成28年4月開校予定の小中一貫教育校では、運動場の面積を約1万平方メートルと計画しており、現時点における生徒数に対応する面積は確保できるものと考えております。

議員ご指摘のとおり、子供たちの心身の発達には運動が欠かせないものであり、教育委員会としても十分な配慮が必要と認識しており、体育の授業の時間割りや内容に十分配慮するとともに、別に整備する予定のサブグラウンドにおいてテニスコートを設置するなど、児童・生徒に十分な教育環境を確保できるよう努めてまいります。

また、一つのグラウンドを共有することは、児童・生徒の交流を促進する、小中一貫教育の趣旨にもかなうものと考えておりますので、積極的な交流を図れるよう、活用方法を工夫してまいります。

次に、ふるさと科についてのお尋ねであります。ふるさと科は、学校、保護者、地域が一体となって連携、協同し、子供たちにふるさとの再生と生きる力を伝えることを目的として取り組むものであり、具体的には、本町の歴史や芸能、産業、地形などの地理的条件を踏まえ、「地域への愛着の学び」「生き方・進路指導を充実させる力を育む学び」「防災教育を中心とした学び」の3つを柱とするものであります。

平成27年度からの本格実施に先立ち、今年度、来年度を試行期間と位置づけておりますが、昨年度から町内外の有識者を委員とする「ふるさと科実行委員会」を立ち上げ、ふるさと科の目指すべき方向に有意義なご意見をいただいたのに引き続き、今年度は住民の皆様のご意見を伺う機会も確保しながら、町内で伝統芸能、産業など幅広い分野で活躍されている方々をメンバーとする「ふるさと科推進会議」などにおいて、具体的なカリキュラムについて検討を進めることとしているところであります。

また、今年度の具体的な取り組み内容としては、企業や団体との協同による講演会や職場体験などの特別授業、小・中学校が連携した地域の指導者による伝統芸能の承継活動、学校と地域をつなぐコーディネーターの育成、緊急地震速報による初期対応訓練の実施と検証、講演会の開催などを実施することとしております。

○議長（阿部六平君） 4につきましては、産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議員からご質問いただきました、大槌町総合発展計画について、このうち私のほうからは、観光と産業の2項目についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問のありました浪板海岸の砂の調査でございます。平成25年2月1日から3月21日まで、浪板海岸の現況把握を目的に、海中地形の浸食状況や砂の堆積傾向などの調査、測量を行いました。その結果を、従前より浪板海岸の再生に向けたご助言をいただいていた、高知工科大学副学長の磯部雅彦氏に評価・分析していただきましたところ、現在失われてしまっている浪板海岸の砂浜は、若干の浜の復元が見られるものの、沖側に多量の砂が存在する可能性は低いことから、復元の程度にも限りがあり、今後大きく回復することは考えにくいとの考察をいただいております。

また、観光における歴史の活用についてでございますが、例えば大槌城址、金沢金山や蓬莱島、大槌孫八郎や吉里吉里善兵衛の逸話、虎舞に代表される地域に伝承されてきた郷土芸能や祭事など、町の歴史的遺産を活用いたしまして、交流人口の拡大に努めてまいります。

続きまして、産業のご質問のうち、漁港の設計についてでございます。

ご質問の大槌漁港、吉里吉里漁港の整備につきましては、それぞれ第3種、第2種漁港に指定され、岩手県が整備、管理しておりますが、東日本大震災津波により被災した漁港の復旧事業につきましても、県が関係機関と協議しながら災害復旧事業で実施しております。

このうち、大槌漁港における漁港岸壁整備につきましては、当初最低水面から2.5メー

トルの高さでの整備が予定されておりましたが、漁業者の荷揚げ及び漁船の乗りおりに不便が生じることを懸念する声が漁業者から寄せられておりました。

町といたしましては、こうした声が漁港の整備に反映されるよう、漁協及び漁業者を加えた3者で、県に対して要望を行ってきたところでございます。

その結果、県からは、大槌漁港における岸壁高につきまして、魚市場前の仮復旧の高さと同じく、最低水面から2.2メートルの高さに変更するとの回答をいただいているところでございます。

また、吉里吉里漁港につきましても、地元漁業者からの要望を踏まえ、最低水面から2.2メートルの岸壁高で整備される予定となっております。

今後についても、漁業者、漁協及び県との関係機関と協議しながら、漁港の早期復旧に向けて連携を図ってまいります。

続きまして、山間農業の振興とこれからの農林業について、計画や考えに対してのご答弁でございます。

山間地に限らず、公共的な施設の維持、管理は重要な問題と認識しており、特に生活の基盤である道路、水道、水路等の生活施設につきましては、優先的に対応すべきものと考えております。

山間農業振興につきましては、中山間地域直接支払制度事業が、金沢地区の折合地区、元村地区、対間地区、丹野地区、下屋敷地区の5集落、農地・水環境保全対策事業が、一渡地区、白沢・中村地区、上京地区の3集落において、水路の簡易修繕等の事業を実施しているところでございますが、施設の大規模修繕等につきましても、地域の要望の把握に努め、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、これからの農林業につきましては、将来の農業を集落で話し合う人・農地プランについて、平成24年度に金沢地区、今年度は小鎚地区のほか町方、吉里吉里、波板など、町内全地区においてプランの策定を予定しております。

策定に当たっては、地域懇談会を開催し、10年後の集落の将来像や課題などについて、集落の皆様がよく話し合い、情報と意識を共有していただくことが、プラン策定の大きな目標の一つとなっておりますことから、町といたしましては、集落農業者の意見を十分に集約しながら策定してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） ③につきましては、復興局長。

○復興局長（那須 智君） 芳賀議員の質問の定住促進施策については、総合政策課が所

管課ですので、総合政策課が対応いたしました。今回の阿部俊作議員からの質問は、これまで町の独自支援施策の説明の中でご意見が多くあった、町内に親族がいたが全員お亡くなりになった、あるいは町に帰れない事情の中で被災していない親族が町内に家を再建する場合の独自支援施策の検討の延長と捉えて、復興局がお答えいたします。

被災していない親族が町内に住宅再建する場合の独自支援の中で、まず明確化しておかなければならないことは、財源を明確に切り分けることでした。本来、被災した住民が受け取るべき支援額を減額して、親族が被災したとはいえ被災していない人に支援することは、被災した住民感情からも許されるものではないだろうということでございます。

次に、被災した町民と同額、あるいは上回るような支援もまた同様に許されるものではないだろうということでした。

結論から申し上げますが、町長から、被災していない親族にも支援が受け取れるような独自支援策を検討しろという指示を受けて、既に検討に入っております。

財源につきましては、財政課とも協議して、被災者支援のために国から配分された東日本大震災津波復興基金ではなく、ふるさとづくり基金の中でも復興寄附金やふるさと納税を原資としたものを充てることにしております。既に対象者、金額、予算の計上額等についての検討にも入っております。

現在、検討段階では、対象者は被災して親族がいなくなった町外の人ではなく、どなたでも町内に住居を新築または新築を購入した人ということで考えておりますので、結果として阿部俊作議員の質問にあるような定住促進施策としての色合いの強いものになると思います。

事前の議会の先生方へのご説明は、芳賀議員からの質問にありました被災者支援の拡大と一緒にご説明したいと考えております。また、できるだけ早い議会への補正予算の提案を行って、より一層の復興推進を図ってまいります。

○議長（阿部六平君） 交通につきましては、総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 交通のうち、地域公共交通確保維持改善事業費補助金についてご答弁申し上げます。

町では、町民バスの運行に当たりまして、国の支援を受け、本補助金のメニューの一つである特定被災地域公共交通調査事業を実施しております。

本事業は、単なる運行経費補助ではなく、日々変化する移動ニーズに対応した被災地

域の生活交通の確保及び維持を可能とするための試験運行並びに利用者ニーズの把握、分析、検討などの実証調査を行うことを目的としております。

また、本事業は、平成23年度から本年度までの3カ年限定の事業であることから、来年度以降の国の支援制度は不透明な状況にあり、一方で町民バス事業者の車両及び運転手並びに町の財源も限られている状況にあります。

このため、町では向こう10年、20年先を見据えた、利用しやすくかつ持続可能な公共交通体系を構築することを念頭に、大槌町地域公共交通会議での審議や住民の方々からのご意見、ご提言などを踏まえ、本年2月1日から町民バスの増便及び運行経路の変更を行うとともに、料金の有料化を行いました。このうち、料金の有料化に当たりましては、民間バス事業者の料金及び料金体系、従前の町と利用者の負担割合等を参考に、距離に応じたゾーンごとの料金体系としたところでございます。

町といたしましては、町民バスの運行に当たりましては、今後も町民の皆様の声や利用者数の推移、住宅再建の状況等を踏まえ、適宜改正を図っていきたいと考えており、議員ご提案の趣旨も踏まえつつ、住民アンケートや住民懇談会、全国の事例等も参考に、年度内に見直す方向で検討を進めてまいります。

○議長（阿部六平君） 土坂につきましては、復興局長。

○復興局長（那須 智君） 土坂トンネルの事業化に向けた今後の行動についてであります。大正11年の県道認定請願を皮切りに、長年の町民の悲願が実り、平成11年トンネル化を決定し、現地作業や説明会を開催するとともに、翌年にはルートも決定しております。

また、当該路線は、町と内陸部を結ぶ動脈であるだけでなく、町の防災計画でも緊急輸送道路に指定しており、町民の生活と命を守る重要な路線であります。

一方、内陸部との結節道路としての釜石秋田線が進められていることや、当路線は自動車通行量が少なく、費用対効果が極端に低いことなど、厳しい環境にございます。

しかしながら、経済状況は大きく変わったことは承知しておりますが、現地作業や説明会を実施しており、大槌町民にとって生命線の一つであるため、町民・議会・役場が一体となった取り組みが重要と考えております。

今後も、先輩方がともし続けた火種を消すことなく、我々の時代でたいまつとする覚悟で取り組んでまいります。

次に、地元業者とURについてのご質問にお答えいたします。

災害公営住宅の工事発注に当たっては、地元企業の育成や雇用の促進、そして産業振興の面から地元産材の活用策等、受託者であるUR都市機構に対して資格要件の緩和を求めるとともに、地元企業の参加を促すため説明会を開催したことは、当議会でもその旨をご報告させていただいたところです。

また、工事発注は企画提案方式を採用しております。しかしながら、地元企業の参加は1社であります。共同企業体として受注するとともに、下請にも地元企業が参加しています。

議員指摘の事案につきましては、URから次のような調査報告がありました。地元企業の取り分につきましては、発注総額の3分の2、65%程度が地元企業が参画する共同企業体が受注しております。また、盛り土に当たりましては、地元の企業から、木材の多くは地元の木材を活用しております。また、現在大ケロ・屋敷前の災害公営住宅の現場には、毎日100名近くの職人が入っており、地元商店等で弁当や生活用品を購入していると聞いております。

○議長（阿部六平君） 総務部長、防災計画について。

○総務部長（平野公三君） 現時点における防災の考え、計画についてお答えいたします。

町では、津波災害に強い安全・安心なまちづくりを復興計画の柱の一つに掲げ、これまで住民の皆様がいち早く災害情報を提供できるよう、被災した防災行政無線を復旧させるなど、住民の生命と財産を守る災害に強い情報システムの構築などに取り組んでまいったところであります。

本年度は、東日本大震災津波における対応に関する第三者を交えた検証等を踏まえ、大槌町地域防災計画の見直しを行うほか、津波ハザードマップを作成し、現時点における危険箇所を住民の皆様によく周知していくこととしております。

また、災害発生時に避難所に避難された方が必要とする食料、水、毛布等の防災備蓄物資について、町内の配備状況を調査するとともに、不足する物資について緊急に整備するための費用を、6月補正予算として計上しているところであります。さらには、地域の防災力を高めるため、町内自主防災組織の再構築と一層の連携強化を図ってまいります。

本年度に入り、安渡地区の住民による地域内の防災計画策定の動きなど、地域における防災意識が一段と高まりを見せているところであり、町としても、このような地域の動きをサポートしつつ、町民の皆様との協働による防災体制の確立・充実に向け、引き

続き積極的に取り組んでまいります。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。阿部君。

○5番（阿部俊作君） それでは、この定住化についてからお聞きいたします。

この被災しない人の支援について、被災した住民感情からも許されるものではないだろうということですが、この住民感情、ここに書かれて、私は全然違うかなと思うんですけれども、両親を亡くし、この町に戻ってきて住みたいという子供がいるときに、何もないのか。これは、被災した人ならみんな何らかの感情は持つと思います。そこで、岩手県では、津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税というものができたんです。これは、国が1,047億円を地方に配分して、そのうちの約38億円ぐらいかな、町に来るのは。そして、この財源は、防災集団移転事業の対象にならない支援策をもとに配分されます、というようなことも書かれているわけです。こういう基金を使って、さらに上乘せ支援はできないでしょうか。どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それは、先ほど芳賀議員の中でお答えいたしましたけれども、町のほうに約38億円ほど基金が、県のほうからこちらに来ていまして、それをもとに今回その独自支援ということで、その分の補助金のかさ上げとか、あるいは今回の防災集団移転促進事業、あるいはがけ地近接等危険住宅移転事業の方々以外の方々に対するその金利分の補助ということで、あくまでも被災者支援の補助ということでやりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 他市町村では、さまざまな定住化策が出されているわけで、私はこの県のほうから来た資料によれば、集団移転以外にも出たので、そういう町に住む人たちにも支援ができるのではないかとって質問したわけなんですけれども、今後そういう方向に考えるというか、予定はございませんか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それにつきましては、国あるいは県のほうから言われていまして、あくまでも震災の被災者、それに対しての支援ということに使うということを出されておまして、それ以外の定住化とかに使うということに対してはちょっと、どちらかとはっきり言いますと、使ってはいけないというふうに言われてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） それから、地域元気臨時交付金というのもありますけれども、これも被災者のみということなんですか。

私のところに今資料が来ていまして、これもしわからなかったら後で言います。答弁はいいです、また次に質問いっぱいありますので。

宮古沿岸地域では、住宅再建に対しての上乗せがどんどん進んで、新聞報道されていますので、当町でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次はURについてちょっとお聞きいたします。

地元企業ということで、地元からいろいろな木材とか、そういうことが出されております。それで、ちょっとこの中で、先ほど小松議員も言いましたけれども、このURのこういう、ちょうど議員全員協議会で出されまして、それから同じようなもので、また別にこっちにもURのほうで出したやつがあるわけなんですから、この中にインセンティブの付与ということで、CMRの工夫によりコスト縮減が図られた場合、縮減額の50%をCMRに支払い、とこうなっておりますけれども、50%は自分のところでコストを下げて、もらえますよということですね。残りの50%はどこに行くんでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 災害公営住宅は普通にURが発注してございますけれども、多分これはそれ以外の土木工事に関するチーム方式のご質問だと思ってお答えいたします。

今回、今言ったように、CMRについては、実際の工事価格に対してパーセンテージとしてのフィーという支払いが発生して、それによって町から受けた分をどんどん発注して、詳細設計をかけて発注していくという形になってはいますが、その際に、工事費、初めから出したインセンティブ価格というのを、町とCMRのほうで確認書をとって覚書を交わすんですけれども、それから下がった分の50%については、今言った、その提案というのはVE方式とって、バリュー・エンジニアリングというんですけれども、向こう側から安くするものを提案していただくと、安くなったらそのうちの50%を報酬として与えますよということで、その分は減額になりますので、全体としての事業費は減額ということになります。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） では、50%は町に戻るといふことですね。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回のCM方式は、事業費が膨らめばその分フィーがどんどん膨らんでいくというところがありまして、その部分を抑制して、逆に効率のよい、安く価値のある工事を進めるために、こういった制度をつくっています。そのことによって、逆に減額して町としては工事費が下がっていくというふうな仕組みになってございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 少しわかったような、わからないような、この仕組みがちょっと勉強不足でわからないんですけれども、それからお答えの中で、地元企業から木材の多くは地元の木材を活用しておりますということでございます。大変結構なことだと思いますけれども、実はうわさというか、その材料、町長にとってはちょっと言いにくいというか、そういう面もあるかと思うんですが、材料を初め、いろいろな単価が余り高くないという話を聞いたんですけれども、それがこのCMRの工夫によりコスト縮減、単価切り下げを行ってコスト縮減、こういうことも考えられると思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回のこのVEといいますのは、あくまでも工事における工事の施工方法の変更等でありまして、単価等について切り下げるものではございません。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） それから、URさんの仕事で、悪いとは言いません、大変すごい技術を持っておると思います。ただ、この町に対して復興交付金として事業を興すということで、できればこの町の事業者がいただいて、この町のためになるというか、事業者を大きくしていただきたいと、そういう目的もあるのではないかなと思います。そういう面で、やっぱり地元業者にきちんとそういうものがあるかどうか。聞いたところによると、電気工事か何か工事をやったんですけれども、町の業者に発注というかそういうことがあったんですけれども、とてもその単価では無理だということでお断りした、ただ1社だけ聞いたという、そういう話も出ています。その辺、私はちょっと時間がなくて調べていませんけれども、今後やはりそういう面を調べていくべきではないでしょうか。どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今行っている公営住宅の建設事業に関しては、URから直接

そういった内容については聞き取りをしたいと思っています。それから、今後発注されている土木工事においては、その部分についてはオープンブック方式ということで、CMRのほうから全てその契約の内容が上がってきますので、それでチェックして指示していきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） せっかく地元業者のためにということでいろいろな事業が始められ、地域の住宅なんかがつくられるわけですけれども、地元業者にとっては木造戸建ては十分建築可能なわけですので、これはURを通さなくてもできるのではないかなと思います。それで、URさんについて、ちょっとその工事のことで、建設業関係者というところの声がありまして、ちょっと読ませていただきます。「工事で使用する材料や品質などについて、書類や図面で詳細な取り決めをし、特定業者の製品を指定して仕事を回すのもよくある方法だ。民間企業の場合、よほどの例外を除いて、指定された材料と同等品以上なら代替品でもよいことになっているが、URはコスト的な要因を含めて、代替品が選べないことが多い」

つまり、私のところに入ってきた声だと、最初は住宅建設で輸入材を使った。その部位によって、使って悪い、強度、そういう面もあると思いますけれども、そういう声、疑問が出てくるというのもやっぱり考えものだし、そのことに関して、そうではないよと、そうでなかったらばそうではないよという説明も、業者に必要ではないかと思えますけれども、町として、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 一般的に、町で建築工事等を発注する場合は、大抵はその仕様に基づく同等品として行っておりますので、もしURのほうでそういうことがあるのであれば、もちろんそういった是正の指示をしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） URさん初め、町として大金を払って受注、発注しているわけですので、透明性をもって監視するという答えも、先ほど言ったように記憶しておりますので、しっかり町民の業者を大事にするような、それを行っていただきたいと思います。

それから、バスのことなんですけれども、今年度中に検討するというところでございます。日本の郵便は、どこでも同じ金額で行く。そして、大槌町でもバスの運賃については、一時は全て200円という形で運行した経緯があります。そのバス事業として考える

ときに、遠くのほうにいる人たちの人数は余り多いわけではないんです。ですから、そこを高くしたからといってバスの経営が成り立つわけではないんです。それ以上に、やっぱりみんな同じような安い運賃でやったほうが利益が上がるのではないかと。バス運賃をちょっと上げたことによって3割減。これがどういうことを意味するかというと、バスを利用する人たちは高齢者や通院とか、そういう方々が多いわけです。逆に、医療費のほうにいろいろな面で、普段病院に通院して、軽い症状で健康を維持しているのが、それが重くなってしまいます。そういうことも懸念されますので、ぜひバスの運賃については、さらに検討をお願いしたいと思います。

それでは、お待ちかねの教育委員会にいきます。教育に関して、ちょっと教育長にお聞きいたします。

教育のこの小中一貫校というのは、構造改革特別区法という2002年12月の一環として教育特区というのが認められて、学習指導要領によらない教育課程の編成ということになったわけですが、当町のその小中一貫校は、これに当てはまるのか、あるいはどういう法に基づいて小中一貫校なのかをちょっとお聞きします。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今、議員ご指摘のとおり、平成15年度に構造改革特区の決まりがありまして、そこでいわゆる指導要領によらない教育課程を組んでもいいというふうなところがあります。それが、平成20年度から教育課程特例校という名前に変わって、その規制が緩和されてございます。ですので、今いわゆる教育特区という言葉はございません。大槌町も、平成20年度からの教育特例校制度に手を挙げまして、平成24年の12月28日、時の田中真紀子文部大臣より、新しい科目の設置による小中一貫教育校の認定を受けてございます。したがって、ふるさと科は従来ある指導要領の枠を外した教科であると、そういうふうにご理解いただければ幸いです。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） この当町のは、教育課程特例校制度という形で、これもまた学習指導要領によらない教育課程編成でよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） そのとおりでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 私は、この教育のことで、小中一貫校新しいカリキュラムで、す

ごく心配していたのは、やっぱり新しいことにはすごくエネルギーを使う、それを懸念しておりました。そして、現実にある学校での先生方の状況なんですけれども、担任の先生の仕事が大変忙しい。これは、どういうことかといいますと、学校の中の先生方の中でも成果主義というのが導入されて、評価が給料に反映されるでしょう。ですから、その報告とか文書作成が大変だということです。ちょっと先ほど文章のことで、町長さんはすごいなと思ったんですけれども、得手不得手、先生方もいっぱいいるわけなんですけれども、そういう文書化によつての報告とか、今度のうちのほうの学校の、こういう新しい科目、教科、これは報告書とかさまざまいろいろな問題というか、そういう文書作成とかというのはどんな感じになるんでしょう。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今お話があった、いわゆる人事考課制度でございますけれども、話せば時間がなくなるので省略しますけれども、現在は手当部分についてはね返っています。それは、教員が文書を作成して自己評価をして取り出すということではなくて、確認シートといいますか、1学期はこういうことをしました、こういうことをしたいですというふうなところをほんの二、三行書くところで、校長聞き取りのところであらうシートをつくりますので、先生方が時間を割いて報告書を、申告書をつくるということではございません。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） ずっと言っていますけれども、子供たちにはやっぱり本当に教育、今はそういう学力とかそれ以上に心のケア、これが大事な時期になっています。そして、震災に遭って3年たって、あと3年して小学校1年生という形になってくるわけなんですけれども、それから学校、ですから、まだ10年以上は小学校を初めとした子供たちの心のケアというのは重要ではないかと思っておりますので、その辺も心しながら、学校の連携等を十分持ちながら進めていただきたいと思います。

それから、ふるさと科ということで、当町はかなりの歴史があるわけです。何人かに私、金鉱石初め、また鉄は小鎚在のほう、小鎚新山方面に鉄の遺跡、反対側は金の遺跡、本当に狭い地域の中に魅力ある歴史があるわけです。こういう歴史を、やっぱり教育委員会が率先して、学校だけではなく町民みんなに教える工夫があつて、また観光事業にもなるわけですので、町一体として、ほかから来た人に町のその産業、文化、歴史を教えてあげる、それまで教育レベルを上げるようにしたらなという希望がありますけれど

も、町指定文化財について、最近ここ10年ぐらい、町指定の文化財が指定になっていないような気がしましたけれども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） ふるさと科につきましては、今月号の広報の城山の風でお知らせしているとおり、郷土への愛着、それから生き方、防災教育を3本の柱として、子供たちに生き方を、あるいは町を支える力をつけていきたいということで進んでおります。その中の郷土への愛着の中で、文化財であるとか郷土芸能を取り扱います。

今の質問ですけれども、ここ10年のところで文化財指定になったところは、大神楽と鹿子踊り、それから一番新しいところは平成19年にイトヨが町の天然記念物に指定されているということで、その3件でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。この町の歴史は、この町だけではなく、例えば金に関しては平泉とか、鉄に関しては大和朝廷というか、そういう方向まで広がるぐらいの遺跡、史跡があるわけですので、ぜひそこに着眼し、町民みんなに知らせるような努力をしていただきたいと思います。

それで、運動場、1万平方メートル、100メートル100メートル、これはかなりの面積なわけなんですけれども、ここを最初の計画は沢山なんですけれども、また道路も含めてつくるわけなんですけれども、これによって立ち退きになる世帯数は何世帯になるんですか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早川 寛君） 現状お住まいの方で、移転される方は4世帯というふうに認識しております。こちらの4世帯の方々につきましては、測量までの同意については既にいただいております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） このつくるために移動する世帯は4世帯だけでいいわけですね。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早川 寛君） 現状お住まいの方でということだと、4世帯ということになります。地権者ということだと、お住まいではない方も含めた地権者ということになりますと26名というふうに認識してございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 私は、津波で流された中に、被災しない人がまださらに被災みたいに移転させるのは、すごく忍びないなど、そういう思いでいっぱいです。それで、この移転させるというかそういう話のあったお母さんが、もう夜も眠れない、心臓がどきどきと、こういう状況なわけです。ここに学校をつくって、そういうふうにしたとして、ほかになければしょうがないんですけれども、できればほかのほうを探したほうがいいのではないかと、これをずっと前から言ってきました、基本計画の中で決めたからということでの答弁でしたけれども、今後基本計画を見直すと。できれば、答弁はいいです、私とすれば、そういう方向、おけるといいますが、問題発言、では質問の意向を変えます。

それから、最後の防災計画についてお聞きいたします。

今この堤防がない状態で、津波なりあるいは災害等はかなり想定されるものと思えますけれども、避難所の設定とかそういうのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（内城 仁君） 避難所の件でございますが、現在の防災計画での設定の状況でございますが、避難場所といたしましては30カ所を指定されてございます。また、長期間の避難をする想定、いわゆる避難施設と呼ばれているものにつきましては、現在の計画では29カ所指定されているところでございます。ただし、今回の震災を受けまして、使用できなくなっている施設もございますので、今年度、地域防災計画の見直しを進める中で、指定の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 私が言うのは、本当の今、不十分ながらも、ここに逃げなければならぬよというようなことを、やっぱり決めてほしいと思います。

それで、津波のときに避難所として民間の方々、避難所というかお寺さんとか、老人ホームとか福祉事業所等、避難所になったわけなんですけれども、避難所として福祉避難所というのは、きょうのニュースでも出ていましたけれども、障害を持った方、あとは老人、動けない方の避難、これは大変だと思いますけれども、この辺の構想とかそういう面についてはどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 福祉避難所の関係についてのご質問でございます。福祉避難所につきましては震災前に、済みません、箇所をちょっと忘れてしまいましたけれども、

何か所か協定を結ばせていただきまして、議員おっしゃるとおり、要援護の方々が避難する箇所ということで設定をさせていただいておりますが、現在要援護者の避難計画についての見直しをこれからやりたいと思っております、それにあわせて福祉避難所のあり方についても、どのようにするかというのをこれから検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 検討ですけれども、もう2年たって、今起きたらどうするんだという声が出ております。それで、今まで使用した避難所等があるわけなんですよ、お寺さんとか民間施設でもありますし、やっぱりこれからの防災計画として、その避難所のあり方というのは検証から始めなければいけないと思います。さまざま防災計画は、まずはこの津波に対しての検証、その検証については計画とかしましたか、まだしていませんか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（内城 仁君） 検証についてでございますが、先ほどの部長の答弁でもございましたが、今年度の地域防災計画の見直しの中では、我々行政側だけで検討するのではなくて、外部といいますか、外からの目をちゃんと入れた形での検証をしっかりと行った上で、見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 当然、民間それからお寺さん、神社さん等調査して、どういう避難所の状況であったか、そこにどういふ方々が来たか、いろいろな検証があると思いますので、もう早目にこういうものはやらなければ、本当に命にかかわることだと思います。

それで、大槌高校、1,000人近くの避難者がありましたけれども、小槌側地域のほうでは弓道場とか、そういうところを使ったわけなんですけれども、これから先、こちらのほうの避難施設等については、どのように考えていますか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（内城 仁君） 具体的にですが、寺野地区ということでよろしいでしょうか。あの周辺では、現在仮設の小中学校とか建っておりますが、今のところ事務的に調整を進めておりますものとしたしましては、臼沢伝承館でしょうか、そちらのほうと、避難所として指定できるかどうかというご相談をさせていただいているところでござい

ます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。町長さんも言ったとおり、町の細長いキュウリ、ナスビの形ということで、そのほとんどに人が住んでいるわけですし、また今度、小鎚地域のほうは防災集団移転というか、そういう計画もあるわけなので、そっちのほうの避難所とかそういうのは、やっぱり検討しなければならないと思います。また、一つ参考に言わせてもらいますが、これは日報のことしの3月12日に出された新聞の記事なんですけれども、文部省有識者会議ということで、学校を避難所に具体策を検討へという見出しで出ています。やっぱり大型公共施設という中で、学校の避難所というのは、もう何かあればほとんどそのように使われている現状なわけです。そのことを考えながらも、やっぱり学校配置というのは考えながらやっていかなければならないのでしょうかと思います。これからの計画、まだちゃんとしたことは出ておりませんが、一生懸命頑張っている気持ちはわかりますけれども、まだまだ不十分な面がいっぱいありますし、そしてその不十分な面といろいろな面で、町長さんも本の中に書いておりますけれども、住民の合意が大事、多少回り道でも、やっぱり住民の合意をちゃんと大事にしながらまちづくりをしたいということで本に書かれております。町長さんの気持ちがわかりましたので、ぜひ町民合意、強制的に移転とかそういうことがないように、その辺町として、町民の要求をどうしたら考えられるか、まずそこから初めて、まちづくりを行っていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす12日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時29分

